

## 平成19年第2回板倉町議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年6月14日(木)午前9時開議

日程第1 一般質問

---

○出席議員(14名)

1番	川野辺	達也	君	2番	延山	宗一	君
3番	小森谷	幸雄	君	4番	石山	徳司	君
5番	宇治川	利夫	君	6番	市川	初江	さん
7番	青木	秀夫	君	8番	野中	嘉之	君
9番	石山	甚一郎	君	10番	秋山	豊子	さん
11番	塩田	俊一	君	12番	青木	佳一	君
13番	川田	安司	君	14番	荻野	美友	君

○欠席議員(なし)

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	針ヶ谷	照夫	君
教育長	今村	好市	君
総合政策課長	小野田	吉一	君
生活窓口課長	荒井	英世	君
健康福祉課長	小野田	国雄	君
建設農政課長	中里	重義	君
会計管理者	小菅	正美	君
教育委員会 教務局長	田口	茂	君
農業委員会 農務局長	中里	重義	君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原	光実	
書記	石川	英之	
行政安全全 グループ兼 議会事務局書記	丸山	英幸	

開 議 （午前 9時00分）

○開議の宣告

○議長（荻野美友君） おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（荻野美友君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。  
各特別委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いておりますので、報告いたします。  
合併問題調査特別委員会委員長、川田安司君、同じく副委員長、塩田俊一君。板倉ニュータウン対策特別委員会委員長、青木秀夫君、同じく副委員長、市川初江さん。環境治水対策特別委員会委員長、石山甚一郎君、同じく副委員長、延山宗一君。板倉高校対策特別委員会委員長、青木佳一君、同じく副委員長、宇治川利夫君。議会広報特別委員会委員長、石山徳司君、同じく副委員長、野中嘉之君。以上のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。

---

○一般質問

○議長（荻野美友君） 本日の会議は一般質問です。  
通告順に従いまして質問を許可いたします。  
通告1番、青木秀夫君。  
なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 7番（青木秀夫君）登壇 ]

○7番（青木秀夫君） おはようございます。よろしく申し上げます。早速通告に従いまして質問させていただきますが、その前に、質問と答弁ができるだけかみ合いますようにご協力いただきたいと思います。  
今日の質問は、合併問題についてお聞きしたいと思いますので、その前提といたしましては、合併をするに当たってのその財源の捻出と、それともう一つは、合併については、小異を捨てて大同につくというその基本理念がないと話が進まないと思いますので、その辺の二つのことを踏まえて、わかりやすい答弁をお願いいたします。

この平成の大合併も一山越えまして、一段落という今状況にあるようです。明治初期の合併、それから昭和30年代の合併、当時はそれなりのまた当時のその時代背景があって、合併が実現したものと思うのです。明治の合併で、7万5,000が1万5,000に、昭和の合併で1万5,000が3,300ですか、なったわけですが、今回この50年ぶりの平成の大合併の論議の沸き上がったこのきっかけ、そしてこの合併を促進させた最大のこの理由は一体どこにあったのでしょうか、町長、思うところお伺いしたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） おはようございます。議員各位にはきのうに引き続きまして、大変ご苦労さまでございます。

さて、ただいまの青木議員の質問にお答えを申し上げます。市町村合併の関係でございますが、まずその

合併の基本姿勢はという質問でございますが、国が推進いたします市町村合併の理由というのは、住民の日常生活圏の拡大、それから少子高齢化による住民ニーズの多様化と高度化、それから地方分権の推進、厳しい財政状況などを挙げておまして、合併の特例に関する法律によって、平成17年3月31日を期限として推進をしてきたところでございます。その結果、全国の市町村数というのは、昭和40年3,392あったものが、平成17年3月31日には2,531、また平成17年3月31日までに都道府県知事に合併申請をした自治体を含めると、平成18年3月31日には1,821となっております。

ここで一応の成果は得られたのではないかとと言われておりますが、政府が当初目標としていた市町村数が1,000ということでございまして、その後も合併新法が施行されまして、平成22年3月31日まで延長されて、引き続き市町村合併を推進しているというのが状況であるというふうに考えております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今いろいろな理由を幾つか言われましたけれども、私は最大のこの合併の理由といえますか、きっかけは、先ほど町長が言われた中の一つにあるように、国の財政問題、その財政再建策の一つとして浮上してきたのではないかと私は思っております。バブル崩壊によって、この長期不況、税収不足、その結果、その不況対策として、景気浮揚策として発行したこの赤字国債の大増発、その結果のこの借金の山を築いたことをどうしようかと、そういうことで国が誘導してこの合併を推進しているのではないかと私は考えておるのですけれども、しかもこの高齢化社会の到来によって、この社会保障費の増大、国は八方ふさがりと、国際的にも危機的な状況にあるということで、よく言われているように、どこにある国だかわかりませんが、ボツワナなんて国がアフリカにあるようだけれども、日本の国の国債の評価はボツワナ以下だなんていうふうによく言われておるわけです。それぐらい日本の国家財政というのは危機的な状況にあるのではないかとおもうのです。

国もこの財政再建というかけ声ばかりで、長年かけ声は大きいのですけれども、一向に効果は上がりず、借金は増えるばかりで、今もってこのよく言われているように、プライマリーバランスの均衡を図るのに、2010年代半ばごろまでに達成できればなんてことを言っているわけですから、それまではこの借金が累増していくわけで、増え続けるわけです。そういう財政状況にあるからこそ、この財政再建に躍起になって、消費税のアップだとか、医療、福祉費のカットとか、地方への交付税のカットなど、さまざまな策を講じようとしているのではないかとおもうのです。その中の一つは、この地方への交付税、補助金のカットをするための市町村合併を誘導してきているのではないかとおもうのですが、町長はこの市町村合併について、国のいろいろな場所で、いろんな方と接する機会があると思うのですけれども、国の市町村合併に対する真意というのをどのようにとらえているか、私見を交えてお答えいただきたいと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 先ほど幾つか国で言うております合併の理由について申し上げました。確かに今ご指摘のように、国はまさに財政的には危機的な状況にあるわけでありまして、これを何としても打開したいということがあるようでございますので、やはりその合併によって経費の節減を図るといふか、そのことが最も大きな理由かなということはおもいますが、

そのほか、よく地方分権云々ということもあるのですが、ちょっとそのところはなかなかわかりにくい一面もございまして、やっぱりその財政危機を回避するための合併が一番大きなねらいかなとい

うふうには考えております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 1軒のうちでいけば、親子が同居するとか、あるいは企業の合併とか、この市町村合併、いずれのケースもそれを実行すれば、何の努力や工夫しなくても、この一定の経費節減効果というのは発生するはずですよ。この努力すれば、相当の財源も生み出せるということになるのではないかと思うのです。

そこで、合併によってその自治体が生み出した財源は、その自治体で自由に使えるのか、処分できるのかということをお聞きしたいのです。といいますのは、税収がアップすると、その税収のアップ分、増えた分から75%カットして、75%差し引かれて交付税がカットされると、減らされるということを知っているのですが、そういうようなケースにはならないのか。この合併によって浮かしたというか、ひねり出したこの財源は、その各自治体で自由に処分できるのか、その辺のことはどうですか、総合政策課長にお伺いしたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 今、青木議員さんが申していますやはり各地方の自治体が努力をして捻出したその経費に当たる部分の財源というのは、多分投資的経費などにその自治体が回せるというふうには思っています。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） では、合併によって努力工夫して生み出した財源は、その自治体独自の判断で自由に使えるというか、処分できるということによろしいわけですね。

それでは、次に移りますけれども、通告してありますように、この板倉町と館林市、足利市、それぞれのこの一般会計予算と、その中の教育部門だけのこの予算を示していただきたいのですけれども、大ざっぱで結構ですよ、100万円単位とか、場合によっては億というわけにもいかないでしょうから、100万円単位ぐらいで示していただければと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの関係は、板倉町、館林市、足利市の関係でいいのですよね。

○7番（青木秀夫君） はい、そうです。

○町長（針ヶ谷照夫君） 館林の場合は、暫定予算ということでご了解願いたいと、平成18年度予算での比較ということでお願いしたいと思うのですが、まず板倉町の場合は、平成19年度予算といたしまして、歳入歳出予算が52億3,100万円でございます。うち教育費が5億7,419万、構成率は11.0%ということでございます。

それから、館林の場合は、さっき申し上げたように、18年度予算でございますが、歳入歳出予算が240億3,700万円でございます。教育費が31億7,909万8,000円ということなのですが、構成率は13.2%でございます。

足利市の場合が、これは平成19年度予算でございますが、歳入歳出予算が471億円、教育費が57億9,389万何がしということございまして、構成率は12.3%であるというふうに聞いております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番(青木秀夫君) それでは、続きまして、各その三つの自治体のこの職員数と、予算額に占めるこの人件費率及びその教育関係部門の職員数と、教育費に占めるその人件費率を同様に、余り細かくなくても結構ですから、よろしくをお願いします。

○議長(荻野美友君) 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長(針ヶ谷照夫君) 一般職の正職員ということをお願いしたいと思うのですが、板倉町が135名です。館林市が610名、足利市が1,142名でございます。

これらの職員数に対する人件費でございますが、板倉町が10億6,544万何がし、館林が50億841万円、足利市が95億4,591万8,000円となっております。これらの人件費率でございますが、板倉町の場合は20.37%、館林市が20.84%、足利市が20.27%となっております。ですから、板倉町の場合は、ほかと大体横並びというか、館林、足利の中間ぐらいに位置しているという、そんな状況でございます。

それと、教育費に限定して比較をしますと、教育費予算については、先ほど申し上げたのです、これ。

職員数の関係でございますが、板倉町については24名、館林市が142名、足利市が215名となっております。

教育人件費については、板倉町が1億9,171万円、館林市が10億9,927万円、足利市が21億1,684万円で、人件費の比率でございますが、板倉町が33.40%、館林市が34.60%、足利市が36.50%となっております。おわけでございます。

以上です。

○議長(荻野美友君) 青木秀夫君。

○7番(青木秀夫君) それでは、続きまして、その三つの自治体の自主財源比率で結構ですよ。自主財源比率と地方交付税の受けている比率と、できれば基金の残高と、借金残高も含めてもし出していただければと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

○議長(荻野美友君) 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長(針ヶ谷照夫君) ただいまの関係ですが、全体の予算については先ほど申し上げましたが、自主財源、板倉町27億7,498万円、53.1%、地方交付税14億6,200万円、構成率27.9%、館林の場合が自主財源が151億23万円、構成率62.8%、地方交付税21億800万円、構成率8.8%、それと足利市でございますが、自主財源290億1,633万円、構成率61.6%、地方交付税53億円、構成率11.3%でございます。

あとの関係については、担当課長の方から申し上げます。

○議長(荻野美友君) 小野田総合政策課長。

○総合政策課長(小野田吉一君) 板倉町、館林、足利市の基金残高並びに起債残高ということでございませけれども、平成17年度末現在でお答えさせていただきたいと思っております。

基金の合計の残高、板倉町が39億9,000万円ほど、館林が43億1,300万円ほど、足利市が93億2,400万円ほどになっています。

そして、起債、自治体の借金ですけれども、その元金の現在高ということでお答えさせていただきますと、板倉町が57億2,000万円、館林市が207億6,000万円、足利市が555億5,000万円ほどになってございます。

○議長(荻野美友君) 青木秀夫君。

○7番(青木秀夫君) 今、いろいろ数字を並べていただきましたけれども、この数字を出していただいて、三つの自治体のこの財政規模を比較しますと、大体この人口にスライドしてすべてのことがあるような感じ

がするのです。これは大体規模にしますと、板倉を1として、館林が5、足利市が10という大体倍率だと思  
うのです。細かいことはちょっと私もすぐにはわからないので、次回に伺うとしまして、職員数のこのカウ  
ントの仕方なんていうのはいろいろな方法はあるのかと思うのですけれども、先ほどここで伺った職員数と  
いうのは、これは全体の職員数ではないのですか、この板倉町の135というのは、教育関係の委員会の数字  
を除いた数字ということになるわけですね。ということは、これは足利市なんかも皆そういうことなのでし  
ょうか。ということは、先ほど足利市の教育関係の職員数というのは、館林と足利市の教育関係の職員数と  
いうのをちょっともう一回出していただけですか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 板倉町が24名です。館林が142名、足利市が215名となっています。  
全体の職員数ですか。

○7番（青木秀夫君） いえ、いえ。

○総合政策課長（小野田吉一君） 今のが教育関係です。

○7番（青木秀夫君） 教育関係。

○総合政策課長（小野田吉一君） 全体の職員数というか、町長部局、市で言えば市長部局になると思うの  
ですけれども、板倉町が135名、館林が610名、足利市が1,142名となっています。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 教育関係の職員というのは、足利市なんかは250名もいるのですかね。これはそう  
いうことなのでしょうから、それはそれでいいとしまして、それは後でまた、ここではすぐにちょっと質問  
できませんので、次回に伺いたいと思います。

大体予算規模というのは、人口に比例して、それにスライドして増えていくことが見受けられるわけ  
ですけれども、この細部にわたって調べないとわからないのですけれども、合併によって、この規模拡大する  
ことによって、本来は人件費ももちろんのこと、物件費その他すべての面で経費削減効果を生み出せることは、  
本当はこれは議論の余地はないはずなのですけれども、今の数字からですと、ちょっと判断しかねるので、  
また次回に伺いたいと思うのです。

この合併というのは、今、時代の様相で、困ってくると大体1軒の家庭では、あるいは企業でも、自治体  
でも統合とか、合併とか、合理化をしていくのが世の常なわけで、今は考えられないようなことも起  
こっているわけです。三井銀行と住友銀行が合併するなど、全然一昔前なら考えられないようなことが起  
こっているわけです。市町村合併も、国の財政再建を考えれば、時代の流れであって、それに逆らう選  
択肢は考えられないはずで、早晩この合併という現実突き当たらざるを得ないというのが現実ではないか  
と思うのです。そうであるからこそ、この合併ということにどこの自治体も関心を持って、この板倉  
町でもこの合併の検討、研究をしてきたわけでしょう。館林、明和、板倉、1市2町で館林新市研  
究会なるものを発足させて、事務レベルで合併の研究、検討してきたという経過があるようですが、  
今までの経過とその研究成果について、どんなものがあつたのか、また現状はどうなっているのか  
お伺いしたいと思うのです。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） これまでの研究、検討の経緯と成果ということでございますが、率直に言  
って、余り突っ込んだ研究や協議はなされていないというのが状況でございます。その理由といた  
しまして、市町

村合併の基本の一つであります、どこの自治体と合併するのか、その枠組みがはっきりしない状況であったということだと考えております。実際に館林・邑楽が一つにという構想と西邑楽3町でという動きがあったということだと考えております。

そうした中で、平成14年に館林から任意協議会の設置に向けての働きかけがありましたが、当時は大泉町と千代田町が太田市を中心とする任意協議会に加入しておりまして、邑楽町はオブザーバーとして参加をしている状況でございました。こうした状況の中では、1市5町が合併協議できる状況ではなかったということであったのかなと、そう思っております。

その後、平成15年に館林市、明和町、板倉町では、館林・邑楽の合併についての事務レベルでの研究会設置に合意をしておりましたが、大泉町と千代田町は合意してございませんでした。しかし、事務レベルの研究会設置に合意した1市2町とはいえ、西邑楽3町の合併協議は激しく揺れ動いている最中では、なかなか研究会の開催も難しい状況でありまして、特に邑楽町の動向が注目をされまして、結果的には邑楽町が2極化したということで、西邑楽3町の合併協議が破談となりまして、現在に至っているという状況でございます。

その後、平成16年に1度研究会が開催されておりますが、単なる意見交換程度のものであったということでございます。したがって、このような経緯では、成果というものは得られなかったというのが実際のところかなと思っております。

実際に先ほど申し上げたように、当初の段階では、1市5町でいろんな面を研究しようという動きがあったことは事実でございますが、しかし、その直後に西邑楽3町の合併ということが出てまいりまして、私も提言したことはあるのですが、しからばやむを得ないから1市2町でも研究だけは続けようと言ったこともあるのですが、館林としては、やはり館林・邑楽という枠組みが一番ベターだという感覚が強かったのかもしれませんが、その後実際には動きがないというのが現状でございます。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今説明がありましたように、いろいろなその経過とか背景があって今日に至ったのだと思うのですけれども、今度この館林の新市長が誕生しまして、何か新聞報道によると、新市長は合併に相当意欲的なようなふうに見受けるのです。既に公式に具体的な話し合いが持たれているのか、それともまだないとすれば、近いうちにそういう話し合いがあるような、申し出があるようなことも新聞紙上には出ておるのですけれども、どっちにしましても、それに臨むに当たって、町長の合併への基本姿勢、心構えを、どんな心構えを持っているのか、その単純明快に答弁していただきたいと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 今ご指摘があったように、今度の館林の新市長については、合併にかなり意欲的であると、そういう報道がなされております。実は新市長誕生後、その館林の市長と、それから郡の5町の首長が一度会合しようと、そういう提案等もいたしまして、一度会合を持った経緯がございます。そのときに、合併の話、細かい話はなかったわけでございますが、これから館林・邑楽全体的に広域的にどういった、例えば施設等も含めて一緒になってやっていくことが可能なのか、その辺を少し研究しようではないかというところまではいっております。まだその後の細かいところはまだいっていないというのが現状でございます。

私も基本的に新市長には申し上げておるのでございますが、最初に合併ありきになると、邑楽郡の現在の状況からして難しいですよと、したがって、さっき話申し上げたように、まず広域的にはどういったものが可能なのか、これをまず検討しようではないかということで提案いたしております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 日本は民主主義国家であって、法治国家ですから、地方自治とか住民の意思が尊重される仕組み、制度になっているのですけれども、この国家財政再建という大きな枠組みといいますか、視点で考えれば、この市町村合併というのは、時代の要請であると思うのです。自立とか、あるいは合併の先延ばしを試みたところで、時間の問題で、合併という大きな流れはとめられないのではないかなと思うのです。ある日突然サドンデスの合併要請とか、あるいは合併命令が発せられるなんてことも十分あるのではないかなと思うのです。

それと、合併をすれば、相当の準備期間が必要だと言われておるわけですが。例えば任意にしる、法定にしる、そういう協議会を立ち上げて、それが各自治体で議決され、知事へ申請して、県議会で議決して、国の認可を得るという手続と同時に、各自治体間のその事務レベルのいろいろなすり合わせといいますか、事務作業に相当の年月を要すると聞いております。2年程度はかかるというようなことも聞いておるのですけれども、本当にそれほどの期間というものを要するのでしょうか、だれか事務に明るい人、お答えいただければと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） これまでの平成17年の3月31日までに合併をしたいろんな全国の自治体の情報等がインターネットの情報としてとることが当時できました。そうすると、やはり合併の任意協議会から法定協議会へ移行して、新市建設計画の策定までやるとなると、やはり2年ぐらいいはかかっているようでございます。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） ところで、将来を見据えて現状のこの行政サービスを維持していこうとすると、やはり合併によって、財源を捻出するしか方法は考えられないのではないかと私は思うのですけれども、仮に板倉を含めたところの館林、明和、千代田、邑楽、大泉、この1市5町が合併したとするならば、この一般会計予算というのは、もう人口から推定すると550億か600億程度の規模になるのではないかなと思うのです。その場合に、特別な努力しなくても、一定の経費削減効果は生み出せるはずですが。その削減効果を総合政策課長、金額でもパーセントでも結構ですから、大胆に推計していただけませんか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 金額を出すのは非常に難しいと思いますけれども、先ほどから議員さんが言っているように、スケールメリットで各自治体が同じ業務を行っています。例えば福祉業務に例えれば、福祉業務をやっている職員数というのが各自治体に全部配置されておるわけです。それが合併することによって、例えば1市5町、六つの自治体が百人がおのおのその仕事に携わっていたとしますと、合併すれば恐らく半数、50人くらいで当然やれるようになるのかなと思います。そうしたその人件費の削減であるとか、そういったものがでは幾ら今想定できるかというのは、やはり1市5町がそこに歩み寄って協議をして、財政



の中身をお互いに打ち明けて議論しないと、なかなか難しいのかなとは思いますが。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） こういう公式な席だから、そういういいかげんな数字も出しにくいでしょうけれども、では私が勝手に、大胆に試算してみますと、試算して話を進めてみましょう。例えばこの600億円の予算で5%節約できれば30億ですよ。10%で60億の経費削減効果が出てくるわけです。5%、30億円程度の削減額なら、議会費だとか、あるいは特別職の費用だとか、カットしやすそうなその項目を幾つか積み上げれば、これ簡単に達成できそうな数字ではないかと思うのです。一工夫、二工夫すれば、10%、60億円程度の財源の捻出も十分可能ではないのでしょうか。今のこの自治体財政は、国の三位一体改革による交付税、補助金のカット、少子高齢化社会に向かった行政負担の増大と、歳入減と歳出増という両面からの圧迫で大変な時代になっていると思うのです。この医療、介護、福祉費の増大は、個人負担も増えるわけですが、それとともに、行政負担も大きくなるばかりです。昨年この介護保険料の値上げに続いて、来年は国民健康保険料の引き上げも計画というか、考えているようです。それから、来年から高齢者保険の創設なども、もう計画ではなくて、これは決定しているわけです。

それと、館林厚生病院の負担金増など、増大するこの財政需要を視野に入れると、財源確保が当面の最重要課題とならざるを得ないのではないかと思います。その課題解決策には、やっぱり合併でその財源を生み出すということが一番近道ではないかと思っております。この合併準備に先ほども言われたように、2年の歳月を要するといふのであれば、一日も早い合併を地域のリーダーとして各自治体に働きかけるのに最適のポジションにある針ヶ谷町長が一番いいポジションにいるのではないかと思いますので、そういう働きかけをする考えはないでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 先ほど申し上げたように、まずは全体で広域的にいるんなことを考えるとしたら、どういったことが可能なのか、そこから入っていかないと、邑楽郡の各首長の場合はなかなか難しいという判断もありますから、まずはそこから入っていきこうという提言もしておりますし、これからは極力そのような方法で努力をしていきたいと。まずは事務レベルで研究をしよう、そのように考えております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） それはいろんな理由を挙げれば切りがないと思うので、先ほども言いましたように、やっぱり小異を捨てて大同につくというこの基本理念に基づいて進めなければ、この合併話などは進まないと思うのです。それにはやはり財政という問題をベースに考えてこの合併という話進めなければならぬかと思うのです。よく今安心・安全なまちづくりとか、医療、福祉の充実だとか、どこへ行ってもこれ金太郎あめのごとくオンパレードですよ。安心・安全なまちづくりと、このフレーズはどこへ行っても、いつでも、どこでも、だれでもこれを言っておるわけです。しかし、このキャッチフレーズを実現させるには、これは莫大な財源が不可欠なわけです。地域医療の中核となっている館林厚生病院を一つとりましても、厚生病院を再生させ、質の高い医療サービスを求めている地域住民の要望にこたえるためには、これ年間10億単位の新たな負担が必要になってくると思うのです。館林厚生病院一つでも、大変な負担なわけです。この安心・安全なまちづくりの財源の捻出方法は、合併による経費削減しか近道はないかと思うのですが、どうでしょうか、町長、その財源捻出方法としては、合併が最適と思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） そういった方法は非常に有利な方法だと思いますけれども、それがすなわちベターであるのかどうかというのは、もうちょっと検討しないと何とも言えないと、そう思っております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） よくちまたで聞く話ですけれども、早晚合併になるのだろうか、合併は時間の問題なのでしょうとか、合併話はどうなっているのだとかというのが多くの住民の声だと思うのです。温度差はあっても、合併への関心を持っている住民は多いのではないのでしょうか。多くの住民も合併というものは、もう時代の要請であって、もう合併をほぼ容認しているというのが大方ではないかと思っております。

そういう中であって、真正面から反対しないまでも、それぞれの立場、都合で合併に難色を示し、消極的に反対の人はこれはいるのは事実ですよね。人間欲望の動物ですから、自分の都合のよい考え方をする人が多いのもこれまた事実です。そのまた心情も理解できます。そうはいつても、ご都合主義もほどほどにしてもらわないと先に進めないのもこれはまた事実です。合併の障害となっているのは、在任期間の短い首長の存在ではないかと思うのです。1期目の首長などは、まず合併反対でしょうよね。そういう首長の心情も理解できなくはないのです。しかし、新しい首長がいずれかの自治体に誕生していくと、それを是認すると、例えば合併の話が進行していた場合なども中断したり、あるいは先送りになってしまうということにもなりかねません。そうしますと、エンドレスゲームのように、いつまでも自主的な合併などは到底望めなくなるわけです。国のこの財政再建、福祉サービスなどの維持など、大所高所から合併問題を総合的に判断し、それを推進する旗振り役はどうしても地域に必要なってくるわけです。幸い、先ほども言われたように、館林市長も積極的なようですので、ベテランの針ヶ谷町長とタイアップして、邑楽町の合併の推進役といいいますか、エンジンになるような、そういう考えはないか、町長の今のその合併の考えをお聞きしたいのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 再三申し上げておりますように、今度の館林市長の場合は、かなり意欲的であると、それは私もそのように認識をいたしております。ただし、郡内の場合は、なかなか難しい一面もございますので、さっき申し上げたように、まず合併ありきから入ると非常に難しい面もございますので、新市長にも言っておるのでございますが、まずは広域的にいろんなものを検討していったらどういうことが出てくるのか、それをまず急ごうということで、そのような提言をいたしておるわけでありまして。それがかなり深まっていく中で、さっき話があったように、財政の関係やら、あるいは全体的に考えたら、どういったまちづくりができるのかということも含めて、だんだんその方向に向かっていくのではないかとこのように考えておりますので、まずそれを私は急いでやるべきであると、このように考えております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今言われたように、建前と本音を巧みに使い分ける各首長のこの意見を調整、まとめ上げるということは、容易なことではないと思うのです。しかし、だれかがその役を担わなければ、この合併問題などは進まないわけです。その役には針ヶ谷町長など、もう6期目ですから、最適任ではないかと思うのですよ。もう既に1市5町で組合議会なども存在しているわけで、部分的にはもう既に合併しているわけですから、その延長線上で少し幅を広げて拡大して、このリーダーシップを発揮すれば、この合併の道

も進むのではないかと思うのです。首長がリーダーシップをとらない限り、これ合併は私はできないと思うのです。合併するか否かは、首長の一存、腹一つと言ってよいでしょう。それぐらい首長の権限は強大なわけですね。ですから、ちょっと針ヶ谷町長には耳ざわりな話で申しわけないのですけれども、最近首長の多選制限の是非がよく論議され、長い間言われてきていました。多選の制限は職業選択の自由を奪うとか、基本的人権を侵すのではないかと、あるいはもっと発展して、合憲か違憲かとか、憲法論争にまで発展してきたわけですが、最近総務大臣が設置した首長の多選問題に関する調査研究会なるものが設置されましたね。その会で首長のこの多選を法律で制限することは違憲でないという報告書がまとまったというニュースが先日出ていたのは町長もよくご存じだと思うのです。この多選制限については、4選禁止で法制化は各政党にゆだねるといふ国の一定の方向性を示したということで、議員立法でこの多選制限の法制化の結論を出す方向にあるようです。こういう多選制限の法制化という風が吹いている世の中です。首長の権限は強大なわけです。安心・安全なまちづくり、あるいは医療、福祉の充実といふこのキャッチフレーズを実現するためには、強大な首長権限で前向きなやっぱり合併に決断していただかなければもう解決できないのではないかと思うのですけれども、くどいようですけれども、もう一度その合併についてお伺いしたいと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 最近の傾向として、今度の参議院選挙の争点になるのではないかなというふうに私も当初の段階では考えておったのですが、しかし、いろんな状況で、今そういった状況にないようございしますが、これからかなり論議が交わされるのが、いわゆる道州制の問題があるのだと思うのです。これなんかを見てみると、自治体は300でいいと、総務省は1,000ぐらいだと言っているのですが、なかなかその辺を考えると、より平成の大合併に続くもう一度大きな大合併も来るのかなという、そんな懸念もいたしております。しかし、それはそれといたしまして、先ほどからお話のある館林・邑楽につきましては、繰り返して申し上げて大変恐縮なのでございますが、やっぱり全体的にいろんな角度から研究、検討を始めることによって、そちらの方向に自然に結びつくのではないかということもあるものですから、まずはそういう研究会等を早く立ち上げてやっていくことが一番ベターではないか。私も立場もございしますので、そのような方向で精いっぱい努力はしていきたいと、このように考えております。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） いろいろ立場、立場で都合があるのでしょうけれども、国の財政、国家財政を考えますと、地方も協力できることは協力していかなければならないのではないかと思うのです。その一つがこの合併、広域行政による経費節約で、地方財政の負担を軽減してあげるといふことではないかと思うのです。先ほども言いましたように、人間は自分勝手に、利己的で欲望の動物ですから、なかなかそうもいかないのでしょうけれども、つい二、三日も東京、神奈川、愛知、大阪の4知事がふるさと納税制度の創設に反対だという共同声明を出していたぐらいですから、なかなかああいう人たちもそういうことを言うぐらいですから、大所高所からの判断するなどというのは、簡単なのですけれども、なかなか難しいのはよくわかります。そうはいつても、国の財政は本当に地方財政など比較にならないほど、これ危機的ですね。国家財政に比べれば、板倉町の財政などは健全ですね。レベルが違いますよ。5段階でいけば、国が1であれば、板倉町は3ぐらいなレベルにあるのではないかと思うのです。そのぐらい国の財政は逼迫しているわけです。

今、金利も上昇中です。例えばこれ消費税を5%上げるのでしょ、来年あたり。上げて10%にしたとしても、その消費税増収による効果は10兆円ぐらいですよ。金利が1%上昇すると、これ10兆円帳消しですよ。よく雑誌なんかの見出しにも載っているように、室町時代だか江戸時代のように、ある日突然徳政令だか、禁令だか発せられて、国の借金が棒引きになるというような解決策を考えているのではないかなんてこともあるわけですが、これよく冗談とも本気ともなく、よく雑誌の広告というか、見出しに大きく載っておりますよ、これ。もうここ10年ぐらい見えていますよ。そんなような国の財政状況ですから、やはりその辺のことも踏まえて、この地方の自治体も考えていかなければいけないのではないかと思うのです。再三再四で本当同じことを聞いて申しわけないのですけれども、そういう国の財政状況にあるわけですから、長い間町村会長も務めている町長ですから、この地域のリーダーなのですから、安心・安全なまちづくりをするというためには、財源確保が絶対不可欠な条件であるということもわかっておるわけですから、ぜひこの合併推進に前向きに取り組んでいただきたいと思うのです。

何度も言っておりますけれども、館林市長も合併に積極的のようですので、この機会を逃さず、場合によっては、館林と板倉だけの先行合併という手法もあるのではないかと思います。先ほども何度も聞いていますが、合併には2年程度の年月を準備期間を要するというのも聞いておりますので、一日も早いこの合併協議会の成立を決断していただいて、合併に向けた準備をしてもらいたいと思うのです。私は合併というのは、ある日突然に国家権力でやってくるというふうに見ているのですけれども、その辺のことも踏まえて、町長、これももう最後ですので、答弁いただきたいと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 合併新法ができて、新しいまた時代に入ったのかなという感じがするのですが、今度の合併新法の場合で、一番かぎを握っているのは県ではないかという気がいたします。要するに知事が勧告をできると、あっせんができる、そういう制度になっておりまして、国の方ではその辺に大きな期待を寄せておるようでございます。ただ、現時点において、県の方ではそういったことをやることはないというふうに言われておりますが、しかし、これから着実にそういった状態が来ることは明白の事実なのかなという気がいたしております。したがって、そのときになってばたばたするよりも、再三申し上げますように、現時点で基本的なことをしっかりと勉強して、研究して、そしてそれに備えていくということが大事なかなというふうに考えておりまして、その辺については館林の新市長も私も同意見でございますので、そういった方向で精いっぱい努力をさせていただきたいと、そう考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 今、町長の答弁にもありましたように、この合併新法というのが去年制定されたのですよね。その知事に権限がゆだねられたということで、今、群馬県もご存じのとおり、知事選の最中ですので、今、群馬県はそういう「伝家の宝刀」を抜くよなんてことは、いろいろ知事選の影響もあるので、静かにしているかと思うのですけれども、この選挙が、知事選が終われば意外と早い時期にそういう知事の権限を発揮するというにもなりかねないと思いますので、合併については、ある日突然というか、その辺の伏線があって、そういう合併新法をつくったり、先ほども言っているのですけれども、一応国も地方自治の尊重だとか、建前論では言っているわけですが、本音のところは、早く合併させて経費を節約させ

て地方への補助金とか、あるいは交付税をカットしようという試みでいることはこれは明白な事実なわけですから、その辺を踏まえて、意外と早い時期に合併というのは訪れるのではないかと思いますので、好むと好まざるとにかかわらずやってくることも踏まえて、その合併の準備をしていただくのがいいのかなと思うのですけれども、答弁は結構ですので、ひとつそんなことをよろしく頭に入れて合併のことを検討していただきたいと思います。

では、どうも以上、ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 以上で青木秀夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

10時15分より再開いたします。

休 憩 （午前 9時59分）

---

再 開 （午前10時15分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、延山宗一君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 2番（延山宗一君）登壇 ]

○2番（延山宗一君） 2番、延山宗一でございます。初めての一般質問ということで、大変緊張しているわけでございますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

通告書に従いまして、早速質問をさせていただきます。私は、現在認定農業者としまして、認定を受けまして、農業に従事しておるわけでございます。近年、本当に目まぐるしく農業情勢、政策はございますが、非常に目まぐるしく変わっております。農家にとりましては、本当に不安、そしてまた戸惑いが隠せない。これは私だけではないかな、そんなふうにも思っております。やはり農業、人間が生きていくためには、本当に食糧を生産する大切な農家、農家が安全で、本当に安心してできる、経営ができる、そんな方向づけを見出せるように一人一人の生産者がその人たちへの気配りを考えていかなければならないと、そんなふうにも考えております。

そこで、今、一般住民の力をかりまして、農地、そしてまた用水路を含めた農村資源の保全管理をする制度、農地・水・環境保全向上対策、この事業が今年度よりスタートしたわけでございます。板倉町でも各地区でも説明会を済んでいるかな、そんなふうにも思います。制度を利用する集落、そしてまたその制度を見送る集落、分かれてきたかなと、そんなふうにも思います。本当にこの補正につきましては、なかなか地域の人と一緒に取組まなければならないというふうに、なかなか簡単には話が即座に回答できないと、そんな集落があるかなと、そんなふうにも思っております。事業の不安で最近見送った集落あるなと思っております。

当然これは事業を行っていくのに対しましては、予算が必要になってくるわけでございます。今現在の経費負担分につきましては、本当に前のお話を聞くところによりまして、国が半分、残りは地方、町で4分の1ずつと話を聞いております。負担割りをしていくわけなのですけれども、現在まとまっております面積、

また集落、そしてまた事業内容、そしてまた予算等わかる範囲内でよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの延山議員の質問にお答えを申し上げます。

今話のあった、農地・水・環境保全向上対策の関係でございますが、この本対策は、本年度から平成23年度までの5年間の事業期間で実施をされる国庫補助事業でございます。ご質問のありました現在の取り組み状況でございますが、現在6組織が事業に参加をするために必要な規約並びに活動計画の作成を平成18年度中に完了いたしまして、本年4月に各組織と町で「農地・水・環境保全向上対策に係る協定」を締結した後、5月末に県の協議会への採択申請手続を完了いたしております。

6組織といいますのは、板倉西・板倉東・中新田・西岡新田・大荷場・下五箇南部の各むらづくり推進協議会でございまして、その共同活動の範囲の合計面積は、約509ヘクタールでございます。また、本年4月の区長会におきまして、再度事業の概要説明を行いました。二つの行政区から問い合わせがございまして、現在行政区内にて検討している状況と聞いております。

平成19年度事業の採択申請期限は、8月末でございますので、それまでに活動組織の設立、規約作成等の申請手続の準備を整えまして、申請をする必要がございます。

また、平成20年度においても、事業申請は可能となりますが、当該事業は5年間継続する必要があるのに対しまして、補助対象期間は4年間となってまいりますので、これは来年やった場合、本事業に申請する意向がある地域等につきましては、もう極力本年の8月までに申請が間に合うよう助言、指導を行っていきたいと考えております。

金額云々がございましたが、金額の関係については、担当が申し上げますので、よろしくお願ひします。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） ただいまの金額の関係につきましてお答えを申し上げます。

先ほど町長の答弁で申し上げました協定面積、おおむね500ヘクタールのうちであります。この補助対象に係る農地につきましては、農振農用地が対象となるわけでございます。この農振農用地の面積が約445ヘクタールございまして、この内訳、田、畑で単価が変わっております。田につきましては、4,400円、10アール当たりです。それから、畑につきましては、2,800円という単価でございまして、田の面積が358ヘクタール、畑が87ヘクタール、合計で445ヘクタールの対象面積、これは助成の対象ということでご理解をいただきたいと思いますが、これに伴います経費の町負担でありますけれども、4分の1を算出しますと、おおむね460万円程度になります。

以上です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） この支援事業の補助金の交付についてでございますが、申請時期にもよるといようなことでのことかとは思いますが、当然板倉町におきまして、もう既に事業がスタートしている、そんな集落、また資金がなくて、活動難しい。そんな話も聞いておるわけでございます。その辺に

つきまして、他県におきまして、非常に積極的に取り入れている。補助金が入金されるのが非常に遅いというようなことで、県単位に無利子の融資をしていく。そしてまた、保全活動の支援などを積極的にもう取り組んでいるというようなことにつきましての本当に町、また県、すべて積極的に取り入れているわけなのですけれども、板倉町につきましては、もうそのような状況下、どんなふうに進んでいるでしょうか、お願いします。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） ご質問の進捗でございますけれども、先ほど町長の答弁で申し上げました6組織のうち、私どもで承知しておる範囲申し上げますと、西岡新田が一部事業にかかっております。それから、大荷場地区でも一部実施をしたものがございます。それ以外のところにつきましては、ご質問のとおり、資金の関係等がございまして、まだ実際に着手できないという状況でございますが、この対策の国から示されておる要綱、要領の制定ができておりまして、今の現在の段階では示されてきておりますが、これまではなかなか出てこなかったというところがございます。

そういう中で、資金の関係もございまして、いわゆるその国庫の補助金も入るといこともございますので、非常にその書類等の手続も重要になってくる内容になっております。そういう中では、一部きちっとした書類で様式が示されるまでは動けないというような判断を各組織されておるところがございます。そういうことで、その辺の部分も原因で、なかなか実際の活動がスタート切れないというのも現状でございます。5月末に採択申請をされた活動組織につきましては、早ければ8月ないしは9月ぐらいに交付金が支払いされるというような見込みであるというふうに聞いております。また、今年8月末までが申請の期限でございますが、最大おくれて8月末の申請ということになりますと、早くて11月ころの交付金の支払いというようなことで聞いております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） この今回の事業でございますが、農地・水・環境、こういう対策ですよ。これについては取り組んでいるわけですが、この事業につきましては、共同活動支援というようなことで交付されるわけですが、もう一つの方法として、営農活動支援というような方法があると思うわけですが、後者の方、活動がこれから今後本当に不可欠になっていく営農支援活動かなという気がいたします。後者の件につきましては、化学肥料、農薬、これは今までの半分に減らしていかなければならない。そしてまた、エコファーマーの認定も受けなければならぬわけです。また、それにプラスして、それらの地域と一体となって当たること、それによってその支援が受けられるというこの事業、本当に消費者が本当に一番求めている安全で安心して食べられる食べ物をつくっていく。そんな農業生産物を生産提供することが支援を受ける対象かなということで、そういう方向づけをつくっていくことも必要かなと思います。非常に厳しい条件をクリアしていかなければならないわけですが、農家同士、本当に力を合わせて取り組むことにより、本当により多くの支援ができていく。その農業支援が板倉町にもより多くいただけますように、町としても指導、また推進をしていかなければならないと、そんなふうにも思っておるわけなのですけれども、町の考えはどのようでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 全くそのとおりだというふうに考えておりました、私どもも極力この制度を活用して、板倉町の農業の進展あるいは環境をよくするための努力をしていきたいというふうに考えまして、区長会等でもぜひお願いをしたいと積極的に進めているところでございます。今後も引き続いて努力をしていきたいと考えております。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） そうすると、この営農支援につきましての事業は、まだまだ全然考えていないということでの理解でよろしいでしょうか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） お答えをいたします。

この営農支援活動の部分につきましては、議員もご承知のとりの内容でございますが、この活動組織の活動範囲に存する農家、認定農業者が該当になるということになりますが、単独の営農農業者がそれをやるというだけでは、支援の対象になかなかないというような部分もございますので、地域のいわゆる農業者の皆さんが気持ちを一つにして、減農薬とか、そういったものの取り組みをされるということが必要になってくるかと思えます。その点につきましては、今後農協等ともいろいろ相談をしながら、農家の皆様に推進をしていければというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 板倉町では、大荷場麦作、そしてまた大曲の営農集団、法人化されているところも、またその方向づけをつくらうとしている集落もありますので、その点につきましても積極的に推進をしていただければよろしいかなと思っております。今後農業が生き残っていくためには、やっぱりこのような支援事業に取り組みなくても、やはり安全な農産物を提供できる。先進的な経営を営んでいかなければならないと考えております。町としてもこのような事業につきましては、積極的に取り入れ、協力をいただき、推進をしていただきますようお願いを申し上げたいと思えます。

また、次の質問でございますが、4月から始まりました品目横断的経営安定対策についてでございます。国が求めている農業法人、そしてまた集落営農団体、もちろん個人ですと、なかなか厳しいところがあります。認定農業者の指定を受けなければならない。そしてまた、なおかつ生産調整を100%達成していかなければならない。そしてまた、経営面積も4ヘクタール以上と、もしくは特例措置を受けていないと申請ができない。非常にだれでもが取り組めることのできない本当に厳しい、また難しい条件が与えられているわけでございます。板倉町におきましても、町、そしてまた農協等、また普及所、おのおの説明会を開催し、大分理解がえられている、そんなふうにも思っております。現在までの取り組み状況、そしてまた申請件数、また今後予定されている組織等あるのか、認定農業者の現在までの認定者数、そしてまた生産調整を何名の方が達成しているのか。また、経営安定対策に対応できる農家、若干の違いがあるとは思いますが。そしてまた、農業後継者として、今、町に登録をされている若い後継者があるわけでございますけれども、その人数を聞かせていただきたいと思えます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 品目横断的経営安定対策について、前段の関係は私の方から申し上げて、後段は担当から申し上げます。



この品目横断的経営安定対策の申請状況ということでございますが、ご存じのように、この対策は、農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、品目別に行ってきた経営安定対策を見直したしまして、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換していくことを目的としておるわけでございます。さっきも話があったように、町の方で一番頭を痛めているのは、転作の関係がございまして、非常に苦慮しているという、そういう状況があることも事実でございます。

具体的には、二つの対策に分かれますが、一つ目といたしまして、諸外国との生産条件格差是正のための対策、いわゆる下げた対策と言われているものでございますが、それと、これは各経営体の過去の生産実績に基づく支払い、これは緑げたというふうに言っておるのだそうでございますが、それと各年の生産量・品質に基づく支払い、いわゆる黄げたと言われているものでございます。これを行うものでございます。

この対策の加入対象者の要件は、4ヘクタール以上の認定農業者と特定農業団体等の組織でございまして、かつ生産調整達成者でございます。この対象品目は、麦、大豆、てん菜、でん粉原料パレイショの4品目となっております。

この対策への当町の加入申請状況につきましては、現在のところ、認定農業者、そのいわゆる個人でございますが、これが12名、それから認定農業者（法人）これは1名、それと集落営農組織が1組織の合計14件でございまして、対象品目は小麦となっております。

それから、二つ目は、収入の変動によります影響の緩和のためのそのいわゆるならし対策でございます。これは当該年の収入と基準期間の平均収入との差額を経営体ごとに合算・相殺して、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補てんするというものでございまして、この積立金については、政府及び生産者の割合で、3対1の拠出となっております。

この拠出金額につきましては、現在のところ米で10アール当たり3,000円程度、麦で10アール当たり400円程度となる見込みと伺っております。対象品目につきましては、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料パレイショの5品目となっております。

この対策への加入申請につきましては、現在のところありませんけれども、米・麦等の作物単位の収入減ではなくて、対象品目の総合的な減収に対して補てんされるものでございますから、農業経営を行っていく上で、急激な価格低下にも対応できるため、町といたしましては、積極的に推進をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） それでは、生産調整達成者、それから認定農業者、それと後継者登録をされている後継者の人数について申し上げますが、生産調整の達成者につきましては、270名ということでございます。それから、認定農業者でございますが、個人が137名、それから法人が1法人、それとこれは特定農業団体になりますけれども、集落営農組織が1組織の139の個人組織ということになります。それと、登録のある後継者が現在21名ということでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番(延山宗一君) 今、21名の若い農業後継者もいるというようなことでございます。よく一口に、農業後継者、または担い手、そんな言葉の中で呼んでいるわけでございますけれども、担い手というふうな呼び方の定義、これは板倉町ではどのように考えているでしょうか。

○議長(荻野美友君) 中里建設農政課長。

○建設農政課長(中里重義君) 過去担い手の位置づけと申しますと、この品目横断的な経営安定対策が始まる以前におきましては、やはり面積等の要件、いわゆるその認定農業者として必要な面積は、平均耕作面積のおおむね2倍というような耕作面積、経営面積が基準であったわけでございます。まさにこの19年度から始まりました品目横断的な経営安定対策の中では、議員も申されておりますような個人要件では400を超える経営面積を持つ方あるいは個人及び法人、それと特定農業団体というような位置づけに変わってきております。そういう中では、やはりこの19年度からは、いわゆる担い手ということで位置づけられる農家としては、この安定対策で言っているところの担い手ということで現在承知しております。

以上です。

○議長(荻野美友君) 延山宗一君。

○2番(延山宗一君) といいますと、安定対策に対応できないと、担い手というような名称での使い方はしないというようなことになっていくと思います。今度は担い手と言わずに、農業後継者もしくはそれをクリアしている達成者というような名称での呼び方で呼んでいくわけでございます。先ほどの数字も生産調整達成者が270名、そして経営安定対策に対応できるが14というようなことでお聞きしました。非常に農業に専念し、いわゆる後継者担い手というような人は非常に少ないなと感じたわけでございます。板倉町にも本当に米、麦、野菜を中心とした複合経営での農業、本当に安定対策にできない、加入できない方が多いかなと、そんなふうにも思っております。17年度の農林業センサスによりますと、板倉町の農家戸数でございますが、専業311戸、兼業農家951戸、計1,569戸あります。耕地面積ですと、田畑合わせて1,917ヘクタールあるわけです。1戸当たり平均にしますと1.2ヘクタール、そんな非常に小規模な経営で生活をしているのが現実だというふうに思っております。

国は農業政策の中で、小さい農家は切り捨ててしまえ、何でもいから規模を大きくしろ、規模を大きくすれば、収益が少なければ、また共済金を払って生活の保障しますよ、そんなふうにも国の見方、国の発表はされております。本当に残念に思うわけでございます。農業立町とうたっております板倉町でございます。この現実を見たときに、小さな農業でも農家ができる町でなくてはならない。また、小さい農家でも生き残っていける町でなくてはならないな、そんなふうにも思っております。国が求めている政策と逆行するような、そんなところもあるとは思いますが、安定対策に加入できない認定農業者、また生産調整している方でも意欲のある担い手の支援、どのように考えているでしょうか、お願いいたします。

○議長(荻野美友君) 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長(針ヶ谷照夫君) 今度の品目横断的な経営安定対策というのは、まさに戦後最大の農政改革というふうに言われております。考えてみますと、これまでは全体的に農業に対して支援を行っていたものを、いわゆる一部の人に限ってもう支援をすると、それ以外は支援をしないということですから、大変な改革であるわけでありまして。ですから、この対策から漏れた人というのは、まさに切り捨てられる、国から言わせればそういう存在になってしまうと、そういうことなのかなと思っております。でも、果たしてそのことが日本

の国の農業にとっていいのか悪いのかとなりますと、非常に疑問な点もないわけではありません。

農水省なんかでも、いろんな発表をしております、例えば日本がW T O、あるいはE P Aですか、経済連携、こういったものがどんどん、どんどん進んでいった場合にどうなってしまうかということで試算しているものがあるのです。それによりますと、国内の農業生産が3兆6,000億減ってしまって、しかも375万人が失業すると、食糧自給率はわずか12%になってしまうという、そういう報告も行ってございまして、このままいってしまうと、一部の人は確かに幾らか競争力はつくかもしれませんが、しかし、何といても、例えばオーストラリアなんかの場合は、平均面積が日本の1,800倍というふうなことを言われておりますから、それらを考えると、なかなか外国の農産物と太刀打ちできる状態にはないのかなという気がいたしますので、現在の国の施策については、町も一生懸命やっていますが、しかし、それだけではやはり日本の農業は衰退してしまうと、そんなふうを考えますし、同時に町の農業の中でも困ってくる人が出てまいりますので、これからはそういった人がどんなふうに対応していくかというのが町にとっても大きな課題であるというふうに認識いたしております。具体的にこれこれということとははっきりまだ出ておりませんが、一方においては、こういった政策に対して当然一生懸命対応いたしますが、一方においては、これから漏れる人たちへの農業支援をどうするかということもあわせて考えていかななくてはならないと、そのように考えております。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 本当にこのまま何にもしないで、対応していかなければ、本当に何とか対応しなければ、優良な農地が遊休農地として荒れてしまう、そんなふうにも思っております。そうならないようによくご指導のほどをお願いを申し上げたいと思います。

また、毎年農業委員会から行政に対して建議要望書が提出されていることと思います。18年度におきましては、農業政策の確立及び農業予算の確保に関する建議ということで、町長あて要請をしてあるわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） その建議については、十分承知をいたしております。また、細かい内容について、ちょっとこの場所ではあれですが、内容については十分承知いたしておりますし、また極力努力するようには頑張っているつもりでございます。細かい点は省かせていただきます。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） わかりました。毎年内容を変えて、建議書を提出しているわけですが、本当に目に見えた回答がないというのが現実かな、こんなふうにも思っております。板倉町の農業の位置づけはどこにあるのかな。農業をやっていてよかったな、そんな思えるような、また話せるような農業でなくてはならない。それによって若い農業後継者、そしてまたいろんな携わっている人たちが、また新しい就農者も含めて増えていく、そんなふうにも思っております。板倉町農業を支えていく農業後継者をもう全力で取り組む、またさせていってもらいようお願いをしたいと思います。

また、農業後継者として町へ名簿提出されてあるわけなのですが、ただ、名前だけの記録というようなことで、何にもメリットがない、こんなふうにもただ耳にしているわけです。何かそういう農業後継者、また既に登録者名簿の方には何とか目を向けていただきたい。特に今の農業は大型化されて、非常に農業機

械を購入するに当たっても、非常に高額な購入費がかかってしまう。また、農地を集積するにしても、当然これは資金を借りなければ取得もできない。また、その制度資金を利用するに当たっては、近代化資金、非常に手続が複雑だ。また、面倒だということで、現実にはなかなか利用ができない。借りたくても借りないのが現実かな、そんなふうに思っております。担い手農業後継者に登録された方でも、せめてもっと容易に利用できるような、そんな町独自の利子補給等できぬものかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） たしかに制度資金等だんだんと枠が狭まってきてしましまして、なかなかそれを借りることができないような状況になってしまいました。そこで、前から何とか町独自でそういったものがないかという指摘は受けておるわけですが、なかなかさまざまな財政状況もございますし、あるいはまた農協さんや他の団体との関係もございまして、まだ結論に至っていないと、なかなか現状においては難しいかなという、そんな状況にあることは事実でございます。何か細かい点について担当の方からあれば申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） ただいまの関係でございますけれども、町独自の支援措置につきましては、現在具体的な施策はないというのが現状でございます。しかし、やはりこれからいわゆる後継者の育成ということで私非常に何らかの対策を講じなければならないというふうには考えております。ただ、具体的にどういったものをメニューとして考えるかということになりますと、後継者として登録されている方の状況を見ますと、いわゆる米と施設野菜の複合型の方もいますし、あるいは一部ですが、その花卉をやられている方もいるというようなことで、いわゆるその営農の内容が多少ばらついていっているところがございます。そういう中で、いわゆる画一的な何らかの支援というものが可能かどうか、その辺につきましては、今後考えていきたいというふうに思っております。しかしながら、例えば一例でございますけれども、後継者の皆様を対象に、いわゆる安全で安心な農産物を栽培するための研修会等とか、そういったものについては早い時期に具体化できればなというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 早い段階で結論を出していただきたいと思っております。今、本当にまた石油の価格高騰しておるわけでございます。そんな中で、今、世界の注目を集めているのがバイオ燃料です。農作物からこのバイオ、エタノールをもう生産をしまして、それを燃料として走らせる。ガソリンの代替として使用することから、世界各国早くからもう研究開発が進んでスタートして、生産がされているわけでございます。本当にそうなりますと、大量の作物がエネルギーに転換されていくわけでございます。農家にとっては本当に先の明るい朗報であるわけなのですけれども、特にまた我々農家にとりましても、期待も持てるものかなと気もいたします。現在この燃料につきましては、ブラジル、またアメリカ、中国を主として、トウモロコシやサトウキビを原料にしまして、バイオの燃料が生産をされております。日本でも国産バイオ燃料ということで生産の拡大を支援するということで、過日新聞が出ました。現在、1リットル53.8円のガソリン税かかっております。その税金分に相当する額を助成するから、日本でも積極的に検討してくれ、生産をしてくれということで報道がされております。しかし、本当に我が国の食糧、これ輸入国であります。食糧と競合してしましますと、食糧供給不足も出てくるというふうになってくるわけでございます。我が国としま

しても、本当に低い自給率でございます。それを少しでもアップをさせる。食糧不足を起こさないようにもバランスをとらせることが急務かな、そのようにも思っております。板倉町農業も若い後継者の育成に積極的に力を入れていくことによって、また安心して働ける農業がやっていけるのかなと思っております。また、それを期待をするわけでございます。

私の与えられた時間もちょうどここで時間が来ましたので、質問を終わらせていただくわけでございますけれども、今後ともその農業に関してのお力添えをまたよろしくお願いを申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 以上で延山宗一君の一般質問が終了いたしました。

次に、通告3番、秋山豊子さん。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[10番（秋山豊子さん）登壇]

○10番（秋山豊子さん） 通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、住環境整備について伺います。向こう間田、これは海老瀬でございますけれども、水道管がとても細くて、なかなか家庭のいろいろな水回りについて、とても大変だということをお聞きをいたしております。これは本当にもう長い間、この向こう間田の4軒のお宅では、大変な思いをいたしているわけです。その改善、水道管のその改善について本町ではどのように考えているか、また現在に至るまでの経過をお聞きいたします。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの秋山議員の質問にお答えいたします。

海老瀬間田の水道管の改善ということでございますが、先ほどお話があったように、向こう間田地区に4世帯が住んでおられるわけでございますが、水道については、北川辺から受水しているのです。したがって、水道料金についても、北川辺町に納めていると、そういう状況です。

給水状況なのですけれども、配水管については、4軒のうち1軒の近くには100ミリの管が引かれておりまして、堤防近くの3軒については20ミリの管が引かれている状況であります。水の出が悪いということを考えますと、この20ミリ管のところに問題があるのかなというふうに考えます。

これを改善するとすればどうするかということなのですが、二通り方法が考えられまして、一つ目が、板倉町から供給する方法、それから二つ目が、北川辺町の協力を得て、今の配水管の口径を大きくして更新を図る方法でございます。

一つ目の関係、板倉町から供給する方法、どうなのかというふうに担当に聞いてみますと、こっこの間田から引っ張らなくてはならないです。結構距離があるのですよ。しかも堤防があるわけですし、道路ももちろん、佐野 古河線の道路もあるわけでございますので、非常に大変な状況が出てまいります。ではどのぐらいかかるかということで、本当に大ざっぱな試算を担当にしてもらったのですが、最低でも1億円ぐらいかかるのではないかと話なのです。そうすると、あの堤防、道路等を考えますと、あるいは金額を考えますと、ちょっとこの方法では無理なのではないかなという気がいたしております。

その二つ目の北川辺町に更新するお願いをした場合ということなのですが、さっきも言ったように、途中

まで100ミリが来ているのだそうです。ですから、その先がもう極端に狭くなってしまって20ミリだそうですから、もうちょっとそれを50ミリぐらいに伸ばせば何とか大丈夫なのかなという、そんなふうに考えます。これもどのぐらいかかるのだということで担当にちょっと試算してもらったのですが、大体350万円ぐらい要するのではないかということなのです。でも、これはあくまでも北川辺の事業ですから、北川辺との話し合いを行って、その金額の関係ももちろんでございますが、どうすればいいかということをお北川辺と相談しなくてはならないという一面があるのかなと、そう思っております。ですから、今後北川辺と十分連携をとり合って、どうすべきことが一番ベターなのか、その辺は早急にやらなくてはならないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいまの町長の答弁お聞きしまして、あとは今までにこの4軒の家庭からそういった要望なども出ているのではないかと思うわけです。現在に至るまで20年以上があそこで何か土地改良をやったそうですけれども、そういったときなどにも、いろんな相談ができたのではないかなというふうに思うわけなのです。だから、そういうことに対して、今までの経過はどうであったかをお聞きします。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

○生活窓口課長（荒井英世君） 現在までの経過なのですけれども、ちょっと十分に認識していないのですが、その要望は私の知っている範囲では、ちょっと聞いておりません。過去はちょっとわかりませんが、それから、昭和36年ですか、ちょっと記憶にあるのですけれども、昭和36年当時にその20ミリ管ですか、それを設置したのではないかと思うのですけれども、記憶しておるわけです。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 先ほどの町長の方の答弁で、これは北川辺の方に料金を払っていますねということで、それはそのとおりなのですけれども、税金はこの4軒の住民の皆さんは板倉町に払っているわけです。ですから、いや、それは北川辺にやってもらった方がいいと一言では片づけられないのではないかなと思います。特にその1億円ぐらいかかるのだよと言われると、そこでもう終わってしまうわけです、この話は。そういうことではなくて、もしそれが本当に困難な事業であるならば、私はその4軒のお宅の皆さんといろいろな話をして、何とかこの辺まででどうでしょうかというような、そういったお話し合いをしていただければ、またそれはそれで住民の皆さんもいろんなそこで意見が出てくると思うのです。でも、やっぱりそのまま、ある1軒のお宅は、もうとても子供たちも成長してきますので、今の現代の子供ですから、水は豊富に使っているわけです。そうしますと、台所で水を使っていますと、トイレに行くとトイレの水が出なかったりとか、そういうふうに生活に支障が出てくるわけなのです。そうしますと、やはりそれが一時的な、避難していて避難所での生活のことであるならば、それは先が見えるということで、多少の我慢はできると思いますけれども、それが延々と生活の中で起こってくるわけですので、本当にその4軒の皆さんの思いを感じると、また私は大変なものがあるのではないかと思うわけなのです。そういうのを言って、数字的に何億円と言われると、もう何とも言えない。それに対してやはり住民の皆さんが本当に町も努力するけれども、皆さんでもこの辺までお願いできないでしょうかという、そういうことも大事ではないかなというふうに思っておりますけれども。

もう一つは、あそこに道の駅ができました、北川辺の。あれに対しての水道の管はどのようになっているかお聞きでしょうか。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

○生活窓口課長（荒井英世君） 済みません。道の駅までの北川辺の配水管の関係ですよね。ちょっとそれは調べてありません。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 道の駅のところには大量に、結局お客様もたくさん来ますので、水道管も結構太い水道管があそこへいつているわけです。だから、そういうときのやはりですから日ごろなのですよ。ああいうときに何とかその4軒のお宅のことを考えながらできれば、私はそんなに何も1億円もかからなくても、あれもきっと北川辺ですので、できるようなこともできたのではないかなと思う。ですから、本当に日ごろいかに住民の皆さんとのそういう、もうこれも今私がここでお話をしておりますけれども、もうこの問題は、前からありまして、結局町の方に言いますけれども、それはうやむやで、結局立ち消えていたという感じでした。私もこれをその4軒のある1軒のお宅の方からお聞きしまして、やはりもうこの辺できちっとしたのが出ないと、もうすべてそうですよね。ごみの問題でも、あちらの4軒のお宅は大変な思いをいたしております、行政区である程度の設置場所をつくりました。そういうことで、なかなか今までごみも大変で、間田の方へわざわざ持っていったというようなお話も聞いておりますので、この水道管を50ミリですか、延ばすのに350万ぐらいかかるのですがとっておりますけれども、これをどのようにして解決をしていこうとお考えでしょうか、町長の所見を伺います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ちょっと表現がまずかったかもしれませんが、ほっておくという意味ではないのですよ。ただ、こちらから引いた場合は、ちょっと無理であろうと、そう申し上げているのであって、やっぱりこれから必要なことは、北川辺町と相談いたしまして、一応向こうが事業者でありますから、ではどうやったら極力少ない金額で、しかも水の出がよくなるか、もうその辺はこれは早急にやらなくてはならないと基本的に考えておりますので、担当にもそのように話をして、きちんと対処をしたいというふうに考えています。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 消防の関係でちょっとお聞きしましたら、消防の場合はお互いに北川辺、また板倉も協力、そういう災害とか、または火災があった場合は近隣で協力ということで、その辺は大丈夫だ、安心はしているそうですけれども、その生活用水についてのその水道管については、何としても使い勝手のいいようにやっていただきたいというその住民の方からの要望です。本当に1軒の方が自力で自分のお宅でやりましたら、それこそ何十万も、水圧を上げるというのでしょうか、そういう工事をしていただいたら、もうそれはちょうど家を新築をするので、どうにもならないと。若い方もいてということで、それをやりましたら、もう何十万ものお金がかかってしまったということなのです。だから、そのぐらいでできるのだから、3軒もやったらどうかというわけにはいかないですよ。やはり経済的な理由は一軒一軒によって違いますので、だからその辺は本町と北川辺町さんでよく話し合ってくださいまして、ここに住む4軒の方の生活が少しでもいい方向に向きますようによろしく願いいたします。それはいつごろから取りかかっていた

だけですでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 先ほどもお話があったように、ここは県が違って、隣の北川辺町さん、あるいは藤岡町さん、いろいろといろんな面で協力し合っている状態でございます。あそこは向こう間田の向こうには、さらに栃木県があるのです。あそこなんか、何か小学校なんかは北川辺の学校へ行っているというようなこともございますので、この3町はいつもいろんな面で連携し合っているわけでありまして、良好な状況にあるというふうに認識しておりますので、もうこれはいつというか、早急にすぐでも北川辺と相談をして、どうすべきことが一番いいのか、相談をしたいというふうに考えています。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ありがとうございます。相談をよくしていただきまして、実現の方向も早目にさせていただければありがたいというふうに思っております。

次に、布設がえに対するの質問ですけれども、県道や町道に水道管の布設がえをした後、道路の陥没や破損によって、本当に困っている住民の方はたくさんおります。それをどのように対処し、安全の確保を本町は行っているのかお聞きいたします。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの関係ですが、県道や町道に水道管布設がえをした後の道路の陥没あるいは破損に対してどのように対処しているのかということでございますが、布設がえした後、当然掘削した部分には、砂とか砕石などを入れて埋め戻しを行って、転圧作業を実施しておるわけでございます。その後、県道の場合は、土木事務所の指示によって仮舗装を行って、自然転圧の期間を経まして、そして本舗装をすると、そういう状況です。自然転圧の期間というのは、県道では交通量の問題から約6カ月見ているようでございます。町道につきましては、転圧作業の後、占用部分だけ本舗装をいたしております。町道の埋め戻しについては、平成13年ごろまでは、砂と土を入れておったようでございますが、平成14年以降は砂と砕石を入れておるわけでございます。砂と砕石は十分に転圧をすれば沈下することはほとんどないと言われております。もし布設がえをした後に陥没が生じるとすれば、その要因として転圧作業が不十分であったか、あるいは平成13年以前の土を入れたことによるものと思われまして、陥没が発見された場合、修繕することになるわけでございますが、陥没した上に舗装を乗せる方法をとっております。

いずれにいたしましても、工事すべてに言えることですが、転圧作業を含めて仕様書どおりに施工されているか、手抜きはないか、監督業務をより一層強化する方向で現在進めておるわけでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長の答弁をいただきましたけれども、そのとおりでありますれば、陥没とか、そういったことのところに住む住民の方からの苦情はないわけです。ですが、そういう本当に毎日のことで、車が通るたびにどすんというような音がして、とても眠れないと、そういったお話をお聞きいたしますと、本当にそうなのかなというふうに思うわけなのです。きちっとなっているところもありませんけれども、長い、本当にもう距離ですか、それがわかります。もう道路の中心から右側の方だけが幾らか陥没をいたしまして、真ん中を中心として左側は大丈夫なのですけれども、右側の方がもう自然と陥没、それが長



い距離がなっているということは、間にちょっとした段差なんかありますと、そこへ来るとどんと、こういうふうになるわけなのです。だから、そういうふうなところがあります。あとは、極端に、もうとにかくやはり布設がえをする方がどうしてもなるのだと思うのですけれども、極端にどんとなる。それはもう車が通っていて、あそこですからと見せられましたので、それは感じました。だから、本当にそういうところに住んでいる方は、本当に、先ほどから私もお話をしておりますけれども、毎日のことですので、大変かなというふうに思うわけなのです。これを県道なり町道を工事をすることについては、その事業者ですか、がやはり責任もあると思うのです。町側の早期対応ですか、そういうことも大事ですし、事業者にいたしますと、そういうところを破損とか、そういう工事をやるについては、営業利益ですか、そういうその利益の中に、そういうときのための工事代金というのですか、そういうのも私は含まれているのではないかと、それに対しての全体的な工事が幾らと、こういうふうになるのではないかなというふうに思っているわけなのです。これもやはり住民の方はそういうことが毎日ですので、やはりだれかを通じて町には要望をいたしております。書面できちとした要望ではないのしょうけれども、相談を受けておりますけれども、結局それが途中で立ち消えて、だからその要望を受けた方もちゃんと報告をすればいいのではないかなと思うのですよ。今要望いただきましたけれども、今現在これこれここまでですよとか。ところが、話を受け取って、それをいつまでも返事を相手方にしないということは、結局これは言っても、町はだめなのだ、こういうふうになることもあるのではないかなというふうに思うわけです。それなので、その辺の対処ですか、そういうのは、もうそれを布設がえをして、もう数年がたってしまった場合の対処の方法というのはどのようにしていくのかお聞きします。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

○生活窓口課長（荒井英世君） 仮に陥没した場合の数年たったという、二、三年たった後というのですか。

○10番（秋山豊子さん） はい。

○町長（針ヶ谷照夫君） 例えば1年以内でしたら、それはかなり極度な陥没でしたら、業者にある程度見てもらいますけれども、2年、3年、3年ぐらいですか、その辺たちますと、これ当然町の方で修繕するわけですが、その場合の修繕の仕方ですが、先ほどの町長申しましたように、町道の場合でしたら、そこ陥没した部分を平らにしまして、上に舗装するという、それだけなのですけれども、その辺の例えばこちらに要望の関係ですが、確かにどういう、私自身それ聞いていないのですけれども、仮にどの辺に上がってくるかわかりませんが、それはこちらで今後十分に把握したいと思っておりますけれども。

それから、もう一つ、仮に水道管の布設がえで布設がえした部分がありますね。例えば町内でかなりあるということなのですが、その辺はちょっともう少し現状を確認したいと思います。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 私も聞いておりますので、それは後でまた課長の方にお話をしていきたいと思っております。そういうことで、本当にこれから私もずっと道路の問題等で質問をいたしますけれども、やはりそこには住民の皆さんの思いがあるということをお含みをいただきながら答弁をお願いいたします。

それでは、2番目の本町の道路行政について伺います。

側溝や排水路の整備はどのように行われているか、町長に伺います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 側溝でいいのですよね。

○10番（秋山豊子さん） はい。

○町長（針ヶ谷照夫君） 道路整備における側溝の設置につきましては、特に集落内道路の拡幅整備におきまして、道路の排水及び宅地内排水の受け入れ等を目的としまして計画をしておるわけでございます。道路幅員が4.5メートル以上確保できる場合には、側溝を設置することを基準としておるわけでございますので、そういったことでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） この側溝は、本当に歩いてみますと、ほとんどの側溝がごみの中にたまっていて、これで私はいざというときの側溝や排水路の役割は本当に大きいと思うのです。大雨が降ったときなど側溝や排水路から道路に水があふれたり、側溝がないために、たまった雨水が低い家に流れ込んだり、そのたびごとに大変な思いをしている住民の方もおります。

私は、先ほどの前の質問もそうですけれども、やはりふだんから現状を調査し、整備することが必要だなということは思っております。本当に雨が降るたびに、「ああ、また水がこちらへ流れ込んでくるのかな」というような思いは本当に大変なことだと思うのですよ。そこに側溝をつければ、その雨水ですか、雨水が人家に入らないで済むというところは何か所もありますけれども、そういった調査またはそういうことを本町ではどのようにしているのでしょうか、伺います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） 側溝の設置の調査というご質問ということでご理解させていただきます。

先ほど町長の答弁申し上げました幅員4.5メートル以上確保できる場合はと申しましたが、これは基本的に生活圈道路、集落内道路の拡幅整備に付随して設置をするということでお答えをさせていただいてございます。私も申しわけないのですが、4月に着任いたしたばかりでありますので、具体的に過去どんな内容で調査をしたとか、ちょっとまだ不勉強なところがございます。そういうことでご容赦いただきたいと思いますが、やはり過去承知している範囲では、拡幅に伴わずに、いわゆる排水を確保するための側溝を設置した箇所も若干あるのは承知をいたしております。しかし、やはり道路の幅員が拡幅できない場合に、側溝まで含めてやっと車が走れるぐらいの場所も現実でございます。果たしてその甲ぶたの上を、側溝のふたですね。の上を車の車輪が乗るといような道路がいいのかどうか、排水とどちらを優先するのかということもございいますので、これからそういったいわゆる排水を確保するというものもあわせての側溝整備につきましては、極力道路の拡幅に合わせて設置をしていければなというふうに思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 本当にその側溝は、本当にそこがないがために不便を来して、私も住民の方の話だけでは、ちょっと現実的にどのぐらいに入ってくるのかというのもよくちょっとわかりませんでしたので、6月の初めごろでしたか、あの大雨が降ったときに行ってみました。そうしましたら、やはり幾らか斜めに道路がなっているがために、そのお宅の方がちょっと低くなっていますから、全体的に水が庭先にはもう入っております、そこのお宅が言うのには、うちの方にも側溝をつけるという、それはもう結構広い道路でした。4メートルぐらいはあると思ひます。そのところには側溝をつけるというお話があったのですけれど

も、それが高い方に側溝がついていて、その低い方のお宅の方には、もう全然何もないです。そこの1軒のお宅があって、すぐわきが畑になっているものですから、そのお宅のわきが今度は通学路になっているのですよ。なぜこちらに側溝をつけないで、高い側の方に側溝をつけたのかなという、そういうふうなこともあるわけなのですよ。その水のいく先の方向をつけるから、その側溝をつけないですよ、流れるようにするから我慢していただけたらというようなことを言われたと言うのですけれども、私はそれは我慢ではないと思うわけなのですよ。そういうことなので、私も今回そういう道路の質問をしたいと思いますので、それを承りますということでしてきました。ですから、そこが通学路で、よく子供も通りますので、そのところに側溝をつけていただけたらありがたいというふうに思っております。これまた後で課長さんの方にお話をさせていただきたいと思います。

また、側溝の中のごみですけれども、区長さんですか、建設農政課に行きまして話しましたら、側溝の中のごみの清掃は区長さんにお話をしているのですよねというようなことを言われたわけなのですけれども、その区長さんにお話をしたときの、いつ、どのようにお話をされて、区長さんからどのような意見があったのか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） ただいまの関係につきましては、個別の案件としては、私も承知はしておりません。担当の建設グループの方から申し上げたとおり、いわゆる側溝の管理ですが、これはある部分、道路愛護の一環で行政区の方に清掃等をお願いをしているという経緯がございますので、そういう中で、地元行政区の方で対応をいただいているものということで私は理解をいたしております。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） そうですね、区長さんに道路愛護の関係でお話をしているということですが、もう私も前々からお話をしておりますけれども、区長さんをお願いをするについても、どういうお願いの仕方をしたのか、私も今の答弁ではちょっとわかりにくいのですけれども、道路愛護の関係で各行政区の側溝の清掃をお願いしますよと言うだけでは、本当にちょっと大変ではないかなと思うのです。それだけでなく、区長さんは仕事がたくさんあります。そういう中で、住民の皆さんには側溝の清掃をお願いするわけです。そうしますと、住民の皆さんもいろいろな意見をお持ちの方もいらっしゃいます。ですから、でき得る限り役場の方ではそれはやっていたり、またお願いを土木の方にしたりしていると思いますけれども、見る限りでは、ほとんどの側溝がもうごみがちょっと側溝の下を見ますと、ごみが詰まっています。これで本当に雨が、大きな災害が来た場合は本当にどうなのだろうかというふうに思います。側溝にも泥がもう乗っていて、あの側溝のふたをどういうふうにしてあげたらいいのだろうかと思うところも何カ所もあります。そういうことで、私は本当に今、課も少なくなりまして、職員の皆さんも本当に大変だと思いますけれども、やはりそういう本当にその生活に根差したところ、そこだけでもやはりその側溝の点検、そういうことも大事でありますし、またそういうのを職員の皆さんが点検をして、どうしてもここは行政の皆さんの力をかりてやりたいのですけれども、区長さん、どうでしょうかというようなお話し合いならいいのですけれども、すべて行政区は地域は地域でやるのだということで、区長さんやってくださいと言うだけでは、なかなかこれ大変だと思います。それだけでなく、その自分の住んでいるところの本当にその水路の除草などは、もう本当にその行政区で皆さんやっております。そういうことで、その側溝に関しまして、やはりこの調査を

していく。そのことによって町の全体的な道路事情というのが私は見えてくるのではないかなというふうに思っております。そういうことで、側溝に関しましては、よろしく願いをいたします。

次に、道路の段差について伺います。道路の中央だけが高くなっておりまして、左右が削られていて、道路としての機能をしていない箇所や路肩が崩れていて、道も狭く、軽の車で通るのがやっとという箇所もあります。本町では、こういう道路の危険箇所について把握しているのでしょうか。また、今後どのように対処されるかお聞きいたします。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） 道路の段差等につきまして、議員からの質問通告の要旨を、ちょっとご質問の要旨に沿った形での理解をできていないところがございました。それで、当初この段差等についてのご質問につきましては、今、議員おっしゃられたとおり、その道路の中央だけがなくて、両側が落ちているというようなご発言でありましたが、私どもといたしましては、いわゆるその道路を横断している横断管の前後の段差についてご質問されてきていたのかなと。

○10番（秋山豊子さん） それの。

○建設農政課長（中里重義君） はい。それでは、その横断の関係をまず申し上げますと、これはご承知かと思えますけれども、横断をする管の下には、管そのものの沈下を防止するための支持ぐい、松丸太のくいが打ってあるところが場所によってございます。そうしますと、その管については、沈下をほとんどしないという状況の中で、前後の道路の部分だけが下がってしまうと。そうするとある一定の年数経過しますと段差ができてしまう。そういったところにつきましては、いわゆる舗装のすりつけ等で補修をしてきております。

その補修のまた時期でございますけれども、余り段差が小さ過ぎますと、実際現場での工事、補修がなかなかしにくいという部分もございますので、最低でも3センチ程度段差がつかないとすりつけられないというような、そんな状況の中で補修をいたしてございます。

それと、調査ということでございますけれども、やはり町道路線、相当な路線数、それから延長もございますので、全路線をなかなか見回ることが困難な状況でございます。そういう中で、我々の職員もあちこち出かけて町内回っておりますので、そういったときにいわゆる不具合な箇所等発見をすれば、その時点で補修が早急に必要か、あるいは多少先へ送れるか、その辺は随時判断をさせていただいてございます。そのほかに、地元の住民の方から、やはりそういう連絡等があった場合には、速やかに現地へ出向いて調査をさせていただくと。その結果、やはり対処をいつぐらいにしたらいいかの判断をさせていただいているというのが現状でございます。

よろしくご理解いただきたいと思えます。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 本当に私も一応質問をする以上は、現場をきちっと見ておりまして、本当にこれは何地区のことと言ってしまった方がかえって私もすごく質問しやすいのですが、なかなかいろいろありまして、そういうことができませんけれども、本当に軽がやっと通って、ちょっと夜なんかはとてもその道は軽であっても通れません。絶対にもう脱輪してしまう、そういうふうな、両方が田んぼというか、畑というか、そういうふうになっておりまして、ここは本当に大変なところだなということを思う箇所はあり

ます。本当にそこが大変だなと思います。

もう一カ所は、何と言えいいいのでしょうかね、もうとにかく軽が、それが真っすぐな道路ではなくて、土手の上に、土手の上というか、ちょっとした高台のところに道路があるわけですので、そこを丸く渡るとしますと、畑の方に通じているその道路は大丈夫なのですよ。畑があるので何とか支えられるのですけれども、その土手の下の方に対して行った場合には、どうしても土手の方の道路が崩れていて、そこは一たんきつと町で仮舗装のようなことをやったのです。でも、そこを何回も通るので、それが粉々に崩れているわけです。崩れているところと、その崩れていないところがありますので、そこを通るときは、そこも夜はとて通れません。そういうことで、ではそういうところは通らなければいいのにとおもいますが、やはりそこは生活道路になっているわけです。板倉の場合も低湿地という関係上から、堀とか路肩は本当にしっかりしていないところが多いですね。私はこれは自分で役場の方へ話しましたが、ある程度の十字路で、そこには危険ですよという、そういう標示もちゃんとしてあります。ですけれども、その十字路を横断していきますと、そこは大きな水路があって、道路があるのですけれども、その道が片方がもう段差がありますから、そこで車がすれ違った場合は、絶対に車が脱輪して下へいってしまうというような、そういうところもあります。

私たちがちょっとそこを見ておりましたら、「どうしたんだい」ということで、「こういうことで危ないなと思っているんですけど」と。結局そのちゃんとした道路と段差がもうとても3センチどころか、10センチ以上ありました。「ここは危ないですねと、これじゃ車が脱輪しますよね」と言ったら、道路は通っているそこだけが道路で、この下はちょっと離れると、農家のうちの土地だというのですよ。そうしますと、でもこれ、そういうときはどうするのだろうかと思ったのですけれども、何とも言いがたい。それを通ると車の下が道路にざざとついてしまうのですよ。だから、それは、こちら側は農家のお宅の土地ですよといった場合に、やはりそこを幾らか買収が何かして、全体的な道路にしなくてはならないなとの方と一緒に見たのですけれども、そうしましたら、「そこは大きく土地改良というか、そういう区域に入っているので、いつかはここもそういう道路がきちっとできるようになるかもしんねえな」なんて、近所のそのおじいさんが言うておりましたけれども、でも、そういうのがあと何年後にできるとしても、それまででもこのままの状態をみんなはどんな思いでここを通っているのかなというふうになんて見てきたのですけれども、あそこはもう私も3カ所だけは見ていただきたいなというふうにおもっておりますけれども、その1カ所のところは、水路のところは何も、私はそこに網とか何かさくというか、その水路の上に乗せてくださいと、そうすれば子供がもし足を踏み外しても、水路にぱっと落ちないで済むわけなのです。だから、それはこの間係長さんにお話しして、「じゃちょっと見てきます」と言っていたので、見ていらっしゃるのではないかと思うのですけれども、そのところも何か水路のところにも網か何かをかけることによって、多少は違うかなというふうにおもっておりますけれども、その辺も堀と道路の弱体化と私通告しておりますけれども、その辺でお考えをしていただきたいなというふうにおもっております。これも毎日そこを通るわけですので、一度そこで事故もありました。それで、子供さんが通る通学路にもなるので、減速をしてほしいというような標示もきちとついております。ですが、朝晩の忙しいときは、そこを通り抜けるのにはどうなのかなというふうな思いもあります。そういうことで、その堀と道路の弱体化に関しましては、よろしくお願いをしたいと思っております。

次に移ります。危険箇所の信号設置について伺います。初めに、信号機の設置の要望があったときの設置完了になるまでの経緯を説明をしていただきたいと思います。これは私たちも地域づくりを各地域で、東地区でやっておりますけれども、信号機設置などといいますと、「公安局がうんと言わなければだめなんだってさ」というお話をよく聞きます。そういうことで、その信号機をつけてもらいたいという要望から、完了になるまでのその段階はどのようになっているのかお聞きをいたします。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 一般的に信号機の設置に関しましては、地元と町が必要であろうということ協議しまして、館林の警察署を通して公安委員会の方へ申請するわけです。その先は群馬県の公安委員会で、恐らくその年度、その年度の予算というのがあるのだと思うのです。それで、県内のものを例えば館林警察署管内であれば、多分予算的に幾らぐらいというのはあるのだと思うのですよ。その館林管内の優先順位に基づいて決定をしているのかなというふうに思います。町の方でも要望をされている信号機の設置箇所というのはあるのですけれども、なかなか設置の方向にいかないものですから、歯がゆい部分はあるのですけれども、そのプロセスというのはそういうことだと思います。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） それでは、そんなに公安委員会ですか、そちらの要望というか、その是非によって決まるというだけではないということなのでしょうか、そういうふうにお聞きしました。そうやってきますと、やはり地域の方の要望などもあれば考えをいただけるのかなというふうに、違いますか。では、いいです、また後で。

それで、県道の365号線の板倉 初谷 館林線のところのセブン・イレブンが今できておりますけれども、あそここのところに信号機を、あれは本当に危ないのではないかなというふうに私もいつも通るときに思うのですけれども、信号機が必要ではないかと思っております。それと、旧の354号線のちょっと増美屋さんがあるのですけれども、そここのところの横断をするにも、大変あそこは見づらくて危険です。そういったところが一つ。

もう一つは、富士食品ですか、あそここのところにも十字路ですか、あそここのところは本当に危険です。中学生も渡るのにどうしたらいいかということもいつも見ながら、でも、あそこで指導員さんがいてくれるときは私もほっとしますけれども、あそここのところも本当に信号は大事だなと思うのです。その先の信号はなくてもよかったのではないかなというふうにも思うのです。かえてこちら側のその富士食品さんのところのあそこに信号がついた方が使い勝手がよかったのではないかなというふうに思いますけれども、その辺につきましてお考えを伺います。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 今、秋山議員さんがおっしゃるとおりで、町の方でも公安委員会の方に今5カ所の信号機設置を要望しております。それは今、議員さんがおっしゃった板初線と斗合田県道の交差点でありますセブン・イレブンのある交差点、ここ、それから今、やはり議員さんがおっしゃった富士食品の東側の交差点、それと板倉ニュータウンのふれあい通り、駅前の信号、駅に向かいまして一つ目の信号機、レストランラディッシュ、また飲み処のしゅうですか、あそここの交差点、それと県道麦倉 川俣線の川田酒店がある上五箇へ上がるところと、それから防災ステーションの方へ向かうところ、あそここの交差点、それ

と国道354号の海老瀬地内にあります桜井運輸さんがある付近に予告塔ということで、合の川橋を渡ってずっとカーブしています。そのカーブしているところの信号機が非常に見づらいということで、予告塔の設置ということで、一応5カ所を設置要望しています。今、議員さんが言った増美屋さんのところは、斗合田県道の今後あそこが整備されていきますので、整備をされていく中で信号機の設置というのが、要望しなくても道路整備の関係で、群馬県、町もそうなのですけれども、道路整備をした中で、その交差点が改良されるわけです。非常に大きな交差点になる。特に右折のラインなどが設けられますと、もう必然的に、優先的にも公安委員会の方で交差点協議の段階でここは信号機が必要だねということであれば、つくのではないかなというふうに思います。ただ、今5カ所要望している中でも、なかなかつかないので、先ほども申し上げましたけれども、本当にこんなことを言っただけでは館林には失礼なのかもしれないですけれども、館林のカルピスのところを高架を渡って、下がって、足利とか50号へ出るときに、左に曲がる原工業という建設会社さんのところあります。そこを左に曲がるとすぐ信号機があって、ちょっと行ったところに信号機が最近ついたのです。これは右を見ると砂利道なのです。砂利道に信号機がついています。何でこんなところへ信号機がついているのかなと思いましたが、いろいろ聞いたら通学道路だということなのです。こっちの渡良瀬の地域の子供たちがそこを通学道路として使っているのだということなのです。議員さんたちもご存じかもしないですけれども、本当に見て、何でこんなところに信号がついているのかなというような、そういったこともありまして、我々の方の要望しているところの方がはるかに順位的には高いのかなとは思っているのですけれども、そんな判断基準がいろいろあるのだと思うのですけれども、警察の方に行くと、その辺のところも順次口頭では要望したいと思っています。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） それでは、よろしくお願いたしたいと思います。道路の問題は、本当に生活に密着することですので、本当に小さなことであるように思うことでも、そこに住む人たちにとっては、毎日の生活に支障があるということで、住みよい町になっていないというふうに思っております。住民の要望にできるだけ早くこたえていくことが大事であると思いますので、その辺はよろしくお願いをいたします。

時間もありませんので、子育て環境整備について伺います。子育てにおける経済的負担が少子化対策の障害になっています。乳幼児医療費無料化を小学校3年修了まで拡大し、子育て世帯の負担軽減を考えるべきであると思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの質問でございますが、少子化対策として、小児医療費の拡大を考えるべきとご質問でございますが、乳幼児の福祉医療制度は、乳幼児の健康と健やかな育成を図り、深刻化する少子化対策と子育て支援の一環として、まただれもが安心して子供を健やかに育てられる社会づくりを目指しております。

県の制度では、ゼロ歳児から3歳児まで外来、入院が助成対象となりますが、町独自の福祉医療費助成として、就学前まで医療費を無料化しているところでございます。ご質問の小学校3年生まで拡大して、子育ての負担軽減を考えてはどうかということですが、確かに近隣の様子、特に郡内と比較をしますと、通院、入院ともに就学前までの無料化は本町のみでございます。大泉町が通院に関しては、本町と同じく就学前となっておりますが、入院では小学校卒業までとなっております。

昨今、情報収集も顕著なことから、周辺自治体との格差を問い合わせてくる保護者の方もいると聞いておりますが、群馬県内で比較をしてみますと、59%、約6割の市町村が板倉町と同じ就学前を対象者としているようでございます。

予測数字でありますけれども、要望の小学校3年生までを無料化したとした場合、年間延べ人数が1,015人程度の受診者増となって、1,200万円強の医療費の増額が見込まれることになると考えております。医療費の無料化は、子育て支援の重要なポイントであると常々認識しているところでございますが、他の制度、例えば母子・父子家庭等の所得制限なしの医療費無料化等など弱者への支援は充実をそういった面ではしていると、そのように考えております。

ついこの間、NHKのテレビでこの関係等取り上げておりました、最近の地域間格差といいますか、財政力格差の報道がございました。最近では財政力の格差が非常にすごいのです。特にいいところというのは、やっぱり東京都がほとんどなのですが、もうこの入院の無料化はもちろんでございますが、ものすごいサービスをやっているのです。かと思うと、財政力の弱いところなんかは、もうどんどん福祉の面を逆に削っていると、そういうところがございます、これは本当に日本の国というのはこれから大変だなということを改めて感じたのですが、そこで、やっぱり我々が考えなくてはならないのは、一つには、やっぱり地方交付税のあり方、これを従来そのままやっていくと、これは大変なことになってしまうということがあるものですから、その辺は一つには、組織等を通じてやっぱり国の方にはきちんとやっていくべきであろうというふうに考えておりますし、またそのような努力はいたしております。

それと、県の方にも常々言っているのですけれども、群馬県内で差があるというのはおかしいよと、やっぱり同じ県民でありながら、格差が生じるというのはおかしいということを常々申し上げておりました、少なくともこういったものについては、同じように県も努力すべきではないかと、県も財政が大変かもしれませんけれども、私ども町村よりは少なくともいいはずであるから、何とか同じようなレベルに持っていくような努力をしてほしいということを常々申し上げております。でも、なかなか実現しないというのが実態でございます。

その中で、この後、野中議員からも質問が出ておりますので、いろいろ考えておるのでございますが、確かに町の財政も大変ではございますが、しかし、この少子高齢化の関係、もう一度よく精査をいたしまして、すべてほかの郡内と同等にだというわけにはとても言えませんけれども、ではこの部分は何とかしましようというところを考えると、何とか幾つかの点については、次年度の予算に反映した方がいいのではないかと考えておりますので、この医療費の無料化も含めて次年度何とか対応ができるように努力はしてみたいと、そう思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 時間もありませんので、まとめて質問をいたしますけれども、先ほどの無料化に対して、これは所得制限はあるのかということと、窓口払い、結局個人がかかって、それでそのときの一時的な立てかえを窓口で払うわけですけども、そういうことをその中に入れてあげれば、私も歯医者へ行きましたら、ちょうど小さい子供さんがかかっていて、お母さんがお金を払っておりましたので、「ああ、これはそういうことはなっていないんだな」というふうに思ったわけですけども、そういうことをできれば所得制限の廃止と窓口払いの廃止、そういうことをなくしての小学3年生修了までの子供に医療費の無料化



をぜひお願いしたいと思います。

私も近年、企業を誘致して収益を上げるよりも、子供さんを子育てはもう板倉町に行けば本当にいいのだと言われるような何か一つ、各市町村がやっていないから、うちもやらないということではなくて、やはり町として独自性を出すということを私ももう前からお話ししておりますけれども、そういうことも大事だということふうに思っております。

あるとき、新聞を見ておりましたら、こういう記事がありましたので、「我が市は子育てしやすい地域です。自然が豊かであり、育児センター、そして保育園、公園などの施設の充実はもちろん、働く親子にも強い味方のファミリーサポートセンターや病後児保育も進んでいます。私自身、子育てに悩みました。不安になっていたころ、市の4カ月健診で支援センターの存在を知り、出かけてみると、同じような悩みを持ったお母さんたちと気軽に話し合え、励ましていただきました。子供たちも安心した様子で、その中ではしゃいでおりました。思いっきり体を動かして遊ぶことができ、親子でリフレッシュの場となっています。そして、ブックスタートを始めていただき、赤ちゃんの対面で絵本の読み聞かせと絵本2冊のプレゼントなどを行ってもらっています。核家族化が進む中で、育児を一人で抱え込んでしまい、そのとうとい命が犠牲になってしまう事件が続く中で、子育てを楽しく、安心して悩みを分かち合いながら育児していける私の市をうれしく思いますし、誇りに思います」と、こういう小さな記事ではありましたが、これを読みましたときに、市と、それこそ町の財政は違うではないかと言われてしまえばそれまででありますけれども、やはり私もなければならないように何かそれに少しでも近づけるピンチをチャンスに変えていくということは大事なことだと思っております。財政がないから何もできないということでは、本当に住民の皆さんも大変な中から税金を払っているわけですので、その辺は町長も心優しい方でございますので、おわかりかと思いますが、ぜひその辺の若い子育て世帯の軽減を図るという意味で、よろしく願いをいたします。

少し長くなりましたですが、よろしく願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さんの一般質問が終了いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

休 憩 （午後 0時05分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、石山徳司君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 4番（石山徳司君）登壇 ]

○4番（石山徳司君） それでは、通告に従いまして何点が質問申し上げます。ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

私もこれこの問題につきましては、もうたびたびこの議場におきまして弁を吐いてきたわけでありましてけれども、たまたま谷田川の第1機場の改修中ということでもありますので、もうこのときを置いて二度と言っ

てもむだ、言う機会もないということで、また改めて確認の意味を含めましてご質問申し上げます。

というのが、私前回谷田川の機場の板倉町の治水体系を考える上でという意味合いの中で指摘したつもりでありますけれども、谷田川の以前の昭和23年に完成されたといういきさつがあるそうでもありますけれども、そうですよね。この排水樋管の高さがY Pの14.52メートルだったと、それを今度排水の自然樋管もついておりまして、これがY Pの11.9という数字で載っております。改修のときの竣工式の折にいただいた資料によりますと、14.52をY P13メートルまで下げるのだよと、そのような説明を受けてきたわけであります。しかし、排水樋管が11.9、このY P11.9というのは、板倉東部第2排水機場、この排水樋管の高さが前回竣工式ありましたけれども、この仕上がりの時点が11.9だというような説明も受けてあります。東部第1排水機場、昔で言う邑楽土地改良区が管理していた排水機場に付随する樋管が、これ本来だったら名目上は11.9だったというのを、現在はかってみたらY Pの11.5しかなかったというような、そのような県からの説明も受けた覚えがあります。今回改築がなされておりますけれども、板倉第1がY Pの11.5、第2が11.9、谷田川が13.0ということになりますと、この3機場の町長申されておりますように、排水体系については、行政でやらせてほしいということで、一元管理を望まれているというような話も我々もたびたび耳にしますので、その辺を含めまして、町長の率直なこの3機場とも全部敷高が違うというような、その辺のところを含めた話し合いというのは、県の土木あるいは渡良瀬川の上流ですか、管理事務所の担当者、この辺あたりと協議はされたという、そういういきさつはございましょうか。また、私の口から聞いた範囲内のことで結構なのですけれども、ご自分の偽らざる直感的な心を感じたことをお答えいただければと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの石山議員の質問にお答え申し上げます。

谷田川第1排水機場の樋管の敷高が他の樋管と数値が違うとの指摘に対して、県土木事務所と協議の有無とのご質問でございますが、平成18年12月議会でも答弁させていただきましたが、機場の運転水位や放流先の渡良瀬川の水位等総合的な判断に基づいた敷高設定の基準、これについては土木事務所の判断ではなくて、利根川上流河川事務所で決定するものと聞いております。

今申し上げましたように、放流先の関係がございまして、そういった渡良瀬川の水位等まさに総合的な判断に基づいて利根川上流、国の方が決定したというふうに思っておりますので、それはそれでいいのではないかと、そんな率直な気持ちを持っております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） ただいま町長の答弁をたびたび聞きますけれども、利根川の上流事務所の主管でありますので、その辺の計画線上に利根川全体の排水体系から排出量も制限枠があって、町長が第2機場を増設するときにも非常に苦労したというような、そのような話も伺っておりますので、その辺の苦労は承知しているつもりでありますけれども、このときをおいてないということで、お許しください。また、ちょっと理屈を述べます。

先日、利根川上流事務所に私も五、六年前に新風の会当時に行った覚えがありますので、また行って確認

をしてみようかなと。そればかりではなくて、排水管理料という名目で業者委託ということで1千何百万ぐらい、板倉にも1,000万ぐらい一時は来ていたのでありますけれども、800万になって、今度は500万ぐらいになるというような、そのような話も伺っておりますので、その辺を含めている話を伺って、資料をもらってくるかなと思ったら、たまたま話を持ち出したのが間近であったために、その資料を出すには1週間もかかるということで、いただけない資料があったので、私の質問も中途半端に終わったのでありますけれども、ただ、向こうから送ってきたファクスによりますと、藤岡町、これは渡良瀬川に多分直接排水にする樋管だと思うのですが、このY Pの敷高が、これは利根川上流事務所の管轄ということで、遊水地に排出するという管理しているらしいのですけれども、これがY Pの12.29メートルだそうです。上流部でありながら、谷田川第1機場が13メートル、Y Pの13だということ、排水、自然樋管が11.9だという、両方あるということだから、逃げ道は論法的にはできるのですけれども、これちょっと矛盾を感じるなというのを第1点に指摘しておきたいと思っております。

皆さん方にもせっかくですので、ご披露申し上げますけれども、蓮華川というのが、それが12.29、谷田川第1がY Pのこれ以前は14.52だったが、今度は13メートルになる。Y Pの自然排水樋管が11.9、谷田川の第2がY Pの17.95だということだそうです。この谷田川排水機場、これ50トンでありますけれども、これがY Pの15.3だという話です。新堀川においては、もう19、休泊川については、もう22という板倉町で一番高台ぐらいの敷地の高さに樋管が据えられているということで、多分洪水になるようなおそれはないという裏返しでもありますけれども、板倉町というのは、海老瀬あたりのやっぱり最低昔で言う板倉川あたりが標高13メートルぐらいだったという話も聞いておりますので、Y Pというのは、標高からマイナス80センチを引いたものがY Pの数字だということでありますので、だからY P 11.9とえば、標高で言えば12.7メートルが板倉川のもとの水面があるとすれば、それよりも若干下がる程度に排水樋管がしつらえてあったというように、そのように認識しております。

もう一度ここで申し上げたいのは、やはり排水樋管のその自然樋管というのは、町長、ご存じでしょうか、11.9という。これご存じの範囲内でお答えで結構なのですけれども、これ何年ごろつくられていて、どの程度利用されているのかというのを認識にございますでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 谷田川第1の自然樋管いつごろかということなのですが、ちょっと確たる資料を持ち合わせておりませんが、23年以降であるというふうに話は聞いていますけれども、第1の場合は、ほとんどが自然樋管を活用していると、そのように聞いておりまして、余り機械が回ることはこれまでなかったというふうに聞いております。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 昭和23年以降といいますと、あのカスリン台風の大水以降に増設された排水樋管という、そういう認識でいきたいと思っております。昭和23年といいますと、ちょうど私の生まれた年でありますので、そのころつくられたということは、やはり今ある谷田川の排水機場、今度壊してしまって、ないのですけれども、そのときの排水樋管のやっぱり築設置年度が私のうろ覚えですけれども、昭和23年ごろだと。考えてみますと、では同じようなときにカスリン台風後にやっぱり機場の設置と排水樋管と、ちょっと排水樋管が高過ぎるということで、これどういうわけだか、強制排水樋管という名目に今の谷田川第1機場

は今度名称がなりますので、だからふだんは使わないのだなというような、そのような認識も成り立つのでありますけれども、だから、同じ年代につくっておきながら、排水樋管が二つあって、片側が新築されて、私の年が60でありますので、大体60年で改築されたということは、大体コンクリートの耐用年数が大体60年かなと私は推測したのですけれども、そうすると近いうちにその排水樋管も改築せざるを得ないだろうなという、そのつもりで相手がもういればいいのですけれども、町長の腹づもりの中で、その辺のところは相手方に要求したり、あるいは話があったときには、やっぱり同時代につくられた排水樋管でありますので、私はこちらからも要望を出して、相手方からも言ってくるのが当然かなとは思っております。

前にも私指摘したのでありますけれども、今度できる排水樋管が、もとは2.3が二連あったと、谷田川第1機場の排水樋管ですけれども、これは15.4のやつですけれども、それが今度改築されて13になるのだけれども、これは3.2メートルの一連になると、排水能力は毎秒、毎秒ですかね、これ、セコンド、9.9トンだということだから、能力的には同じだという論法でいきますけれども、同じなのだったら、排水樋管がなければ、結局は災いをこうむるといふ裏返し論法でもありますので、その自然排水樋管はY P 11.9、これは板倉町とすると、やっぱり改築を申し込んでおいた方が板倉の将来の禍根にはならないのかなと、そのような認識になりますけれども、ひとつ感想をお聞かせいただきたいと存じます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 板倉町の場合は、どうしても特殊な地帯でありますので、まずその機械による排水を優先させたという、そういう経緯があったと思うのです。例えば東部第1排水機場なんかの場合は、何とその自然排水ができたのが昭和59年でありますから、本当に随分おくれたなというふうな感じがするわけですが、多分谷田川なんかもそういったことで23年以降につくられたものであるというふうに答えたわけですが、ちょっとその年代がはっきりしませんので、その辺を確認して、かなり老朽化しているものであれば、それはそのように申し込んでまいりたいと、そう考えます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） そのような認識でぜひそのお立場、群馬県の長でもありますので、やはり強力に申し込んでいただいて、我々の子孫に禍根の残らないようなもう治水体系を二度とある機会ではありませんので、ぜひお願いして、この問題につきましては、次に移りたいと思っております。

次の質問でありますけれども、町の行政組織改革が実施されました。今まで11課ですか、それが今4課になったと、4課1局になったというような話も聞いております。漏れ聞くところによると、自治法の改正によって、名称も助役だとか、今では収入役はどこの市町でもコンピューター化されて、置かないというのが慣例になったというような話も聞いております。助役の名称が副市長あるいは副町長になったというような、そのような話も漏れ聞いておりますけれども、町長のご認識の中で、邑楽郡内を含めて、館林にも副市長というのはおいでになりますよね。それを含めまして、市単位だったらいのが当然だけれども、町の単位だったら町長が一人で二役をこなしてしまうのか、その辺が現実なのかというのをちょっとおわかりになる範囲内で私たちにご披露いただきたいと存じます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの関係であります、地方自治法の改正による各市町の副市長、副町長の設置状況でございますが、町村の部につきましては、23の町村で副町長を設置する条例を制定してござい

して、設置しない条例を制定した町村は3町村となっており、ほとんどの町村が設置する条例を制定している状況であります。

また、市部につきましては、10の市で副市長を設置する条例を制定しておりまして、設置しない条例を制定した市は二つ、2市となっている状況でございます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 今では村はないのですかな、23町の中では設置しないというのは3町のみだと、市においても二つ条例において設置しないというような今お話でありますけれども、私これ今までのいきさつの中で思いはかることは、特に私からすると、こういう板倉みたいにもう面積ばかりが多くて、後でも触れますけれども、財政に困窮しているようなところは、内側のかじ取りは、やはり副町長なり、それにかわるべき人が采配して、外側のやっぱり対外的な要望なり、不足した部分についての政治的な圧力を含めながらのかじ取りというのは、やはり一人二役ではちょっと無理かなとは思ってしまうのでありますけれども、答えにくいかなとは思いますが、これ町長みずからでいきますと、最後まで副町長あるいはそれにかわるべき人材は育ててにならないと、そのようにお決めになっておりますか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 決して置かないということではないですよ。したがって、町といたしましても、条例では置くことができるというふうになっております。ただ、町でも組織改革、機構改革をやりましたので、そういったもろもろの状況を見た上で、またそれは判断していくという、そういうことになるのかなと、そう思っております。決して置かないということではございませんので、ご了解をお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 私も今の町長のそのお言葉に賛同いたします。やはりこういう行政組織体というのは、町長は選挙で選ばれますから、変な話ですけれども、かわるべきときには、もう4年に1回かわることもありますよね。そうすると今までのいきさつだとか、組織を掌握するというのは、もう神わざに近くなってくるわけです。たまたま板倉の町長、針ヶ谷町長においては6期目になっていますので、20年もやっていますから、多分助役がいなくても、ある面においては可能かなとは思いますが、でも、突然どなたかが何かの理由で欠けたときには、やはりかわるべき人というのは、一家と同じで、ではやはり昔の農家が後継者として自分の息子あるいは信頼の置ける人を後継者として育てたというのは、やっぱり人間の体の仕組み上、寿命のある限りこれは必要不可欠であると私は思っております。やはりしばらくの間はということは、私もしょうがないなと思いますが、やはり人材を育てるという意味において、やっぱり副町長は町に金があるなしではなくて、町の運営、行政の滞りをなくす、また町民の将来を見据えた福祉なり、経済を考えるとときには、やはり育てるべきだなと思っております。くどいようですが、お答えはいただかない方がいいでしょうね。そのように私は主張申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

では、次に移ります。3番目の地方交付税の削減が続く中、自治体面積に応じた交付金を新たに配分すると国の方では決めたとか、決めるとかという、そのような話を漏れ聞いたことが1カ月ぐらい前ですか、あります。というのが、琵琶湖の面積が私調べましたら、琵琶湖の面積がかけ離れて広いわけですよ。675平方キロぐらいあると辞書で調べたらありました。その行政区の広さに応じた、ここにあります。琵琶湖675平方キロが来ると、また琵琶湖においても、滋賀だとか、近在の県が三つか四つあるでしょう、隣接している。

その持ち分に依じて何億かの、多分5億とか6億の金をどういうふうにして分けるのかというような議論にのっているとか何とかというのは聞いてありますけれども、これ逆に言えば、板倉町なんかも邑楽郡内においては、私前にも言ったのですけれども、板倉町が41.84平方キロ、明和町が19.67平方キロ、千代田が21.76、大泉町が17.93、邑楽町が31.12、合計で132.32平方キロメートル、1万3,200町、俗にいう言葉で言えば、館林においては6,000町、60.98平方キロだそうです。合計してもせいぜい2万町だと。そうすると琵琶湖が何しろ6万町あるから、琵琶湖は3倍も広いということで、そのお金が5億とか6億とかという話を聞いているのですけれども、それ町村会の方のそういう首長たちの寄り集まりのときに、正式に国の方から交付税の配分の理論構成だとか、何年度にやるとかという、そういう具体的な話というのはお受けになりましたか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 今の質問、新型交付税の関係だと思うのですが、毎年度総務省が地方財政制度及び地方財政計画について、各都道府県財政担当課長会議を開催して、その年度の方針を説明しております。それを受けて、今度は群馬県が市町村財政担当課長会議を開催して、国の資料をもとに県市町村課担当者が説明しております。

今年は3月14日に開催されました説明会の中で、新型交付税についても一応の説明があったようでございます。その説明によりますと、地方の市町村の基準財政需要額が約41兆円と見込まれておりまして、新型交付税需要額は約5兆円としておりまして、割合としましては、10%程度となっております。

国が19年1月26日に公表した試算結果の説明におきましては、市町村で算定方式を人口規模で10万人規模にした場合のメリット・デメリットを反映させた人口としています。

また、面積につきましては、土地利用形態を反映させた面積としているようでございます。宅地、田畑、森林、その他の4種の面積によって、行政経費の率を定めて算定しております。その結果、基準財政需要額がどのように変動したのか見てみますと、板倉町の場合、プラス500万円という、そんな数字になっておるようでございます。全体の10%程度としておりますが、いろいろと総務省等の考えでは、いずれこれを5割に持っていくというふうに言われております。

私どもも全国市町村会等でも非常にこのことについては関心を持っておりまして、いろんな試算をしてみますと、やはりその人口規模の多いところの方が有利であると、そういうことが言われておりますので、この新型交付税については、どうしても町村部に不利に働くのではないかという懸念もありますので、国に対してはぜひ慎重にやってほしいと、そういう要請を行っているところでございます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） やはり交付税といっても、やっぱり条件によって、地目別によって、その算定が違うという、そのような今、町長の説明でありましたので、認識いたします。仕方がないと言えばそれまでなのですけれども、やはり合併話はこれはその部分からも進めているなというのが何となくうなずけます。人口規模がある程度いかないと、その算定にも満たなくなると。

私がここで町長にぜひ進めていただきたいのは、渡良瀬遊水地、琵琶湖の話に連動するのですけれども、あそこは琵琶湖ほど面積ありませんので、3,200町だと俗に言っています。板倉の町より若干小さいと。でも、これは板倉町あるいは藤岡あるいは茨城のその町なんかとやっぱり協議を進めながらでも、300万、500万でもいいですわ。やっぱりもらっておくべきだなと、そのように私は要望しておいた方が有利かなと

は思っておりますので、自然公園にするとか、いろいろ話は聞いておりますけれども、その交付税が先ほど言ったように、最初は10%が最終的には5割もなるといって、その礎にもなりますと思いますので、その辺のところは折に触れて、その会議の席上では、その近在の市町とやっぱり相談をしながら進めていっていただきたいと、そのように私は要望しておきます。では、結論がちょっと出る問題ではありませんので、その辺のところはそういうことでよろしく願い申し上げます。

次に移ります。農業共済制度、これ以前は共済ということになりますと、やっぱり農家にとりまして、いざ不作のとき、この命綱でもありますので、これは最低生活を農家に与える根幹でもありました。でも、これ財政削減という名目の中で、国庫補助金の制度を廃止されまして、地方交付税の中にそのお金をまけて、今までと同額ぐらいは各市町村に分配する、あるいは交付するというような、そのような話も共済組合の会議の席においては認識しているつもりでありますけれども、館林管内、これは以前でしたら5億5,000万円が来ていたと、群馬県には、そのうちから1億1,000万が館林の共済事務所に来ていたと、そのように聞いております。それを去年あたりからやっぱり各市町の分担金によって共済制度を運営するというようなことが決まってしまうので、板倉町も2,300万でしたか、2,500万でしたっけ、これは面積に応じてということで分担してありますけれども、その分担した分が確かに去年の変な話だけれども、年度末までに補てんされていましてでしょうか。認識ありますか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） 税源移譲の関係で、国の三位一体の改革の中で国庫補助負担金が削減されて税源移譲するよということになったわけです。この農業共済事業も、今、議員さんがおっしゃるように、17年度には1億1,200万円ほど館林の共済組合に入っているわけです。18年度からはもうそれは交付税に算入すると。ただ、今、議員さん言ったように、交付税の中には幾ら算入されているかというのが、毎回交付税の答弁させていただく中で、この部分がこれだけですとというのがないのです。それというのが板倉町の交付税を算定する場合に、基準財政需要額というのをいろんな農業サイドであるとか、学校だとか、道路だとか、公園だとかということに単位費用というのがあるって、それで積算をしていって、その中の板倉町の基準財政需要額積み上げていったトータルが32億3,395万円、そのうちの農業行政費需要額というのがあるのです。ですから、農業に関するいろんなものを積み上げたものが1億6,936万円なのです。そうすると32億円の中に1億6,000万入っていますよと、実際に来た交付税が14億5,000万なのです。そうすると需要額の32億の中の1億6,900万の割合を例えばそれが10%だとしますと、交付税が来た中の10%という計算しかできないのです。それで計算をしますと、1,100万ぐらいが交付税に算入されているというふうに推定できるのです。ですから、負担金が18年度が2,600万、19年度が2,300万ですので、半分弱が交付税で算入されているのかなというふうに推測はできるわけですがけれども。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） そんなものかなとは聞かなくも何とかというやつですけれども、聞かなくもがなというやつですけれども、国の財政逼迫、先ほどのだれかの質問ではないですけれども、世界で一番ポツワナ並みだとか何とかという、国債の発行残高が1,000兆だとか何とかという、地方債を含めて。その裏返しかなとは思いますが、涙を流しながら我慢してというところでしょうね。

以前にも言ったのですけれども、共済制度は農民にすると、やはりこれ金があるなしではなくて、やっぱ

り何が起こるかわからない。社会保障の生活保護ですか、そういう側面もやっぱり十分担っている制度でありますので、やはりこれは強力に国の方に税源移譲なら税源移譲のうちの变な話だけれども、10%に今度個人住民税がなったという、それが板倉町に税源移譲されていると思うのですけれども、その増えるぐあいがちょっと頭にはないのですけれども、正直言って、その10%の税源移譲のこれをすべて含めてですけれども、交付税がやっぱり若干減らされると思うのですけれども、総合政策課長の中でどの程度板倉町にその税源移譲のために財政が潤うという、そのいいかげんというか、大体でいいのですけれども、ちょっとお知らせください。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

○総合政策課長（小野田吉一君） これまでの議会の中でも、税源移譲分というのが1億4,000万円ほどを見込まれるということで答弁をさせていただいているのですけれども、その分が税として入ってくると、先ほど青木議員さんの質問の中でもありましたように、基準財政収入額の方へそれがカウントされてしまうものですから、地方交付税は減らされてしまうということになるのです。ですから、実際に税が上がっても、交付税が減らされるということになると、プラ・マイ・ゼロということになるのかなというふうな気がします。

ただ、国庫補助金というのは、負担金とか、道路をつくるために補助金をもらうというと、道路にしかその財源は使えないわけですね。ところが、税源移譲で来たものは、その町の税として上がってくるものですから、何に使ってもいいわけです。だから、使い勝手がいいという、そういう利点があります。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 何か1億4,000万の目算が交付税の減額でプラス・マイナス・ゼロという認識になると。国会議員の先生方、もう知っているのでしょうかけれども。これは今、町村会長であります町長の出番かなと思いますので、せっかく10%の個人住民税を値上げしたのですよ。それで、一般の町の財政が一銭も潤わないなんということはこれは論外ですので、やはりそれはその席上においては、やはり意見を述べるべきだと私は考えてしまいますけれども、その辺のところのご意見を一言伺えたらと思っております。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） よく三位一体の改革というのがございましたが、誤解受けている面があるのですよ。あれどういうことかという、何かいかにも地方六団体があれをお願いしたという経緯にとられてる面が多分にあると思うのですが、あれはその配分について六団体がやってほしいということがあったものですから、そういう受けとめ方が多いのですが、あれは小泉総理がどこの各省ともやらないものですから、では案を地方六団体でつくってほしいと、そういうところから出発しているのですよ。ですから、決して地方六団体が好んでやってきたというわけでもないと思うのですが、一般的にはそのようにとらえていると。でも、結果的に見てみると、結局国の財政再建に使われてしまったというのが率直な印象ですよ。

そんなことを考えてみると、やっぱり一番頼りになるのは、地方交付税、これの確保がやっぱり大事でございますので、今、地方六団体も含めて特に町村会等で主張しているのは、そのきちんとした地方交付税、この制度だけは守っていただきたいと、そういうことをお願いしている、そんな状況でございます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 私も町長の我々の知らないようなそのような苦勞を一身に担うという、それを心情



察するに余りあるのですけれども、ぜひその辺のところを踏まえて頑張っていたきたい、そのように申し述べておきます。

次に移ります。5番の、これ本当は一括、排水機場の第1、第2ですけれども、私の主張からすると、谷田川も含めてという、そのような論法でやるかなと思ったのですけれども、これ私がここに議会質問状を出して、下調べをするかなと思って、議会の始まる13日からでしたか、11日かその辺かな、利根川の上流事務所に電話させてもらったら、1週間ぐらい資料がそろわないから、全然だめだということで、次の質問に持ち越しておきたいと思っております。板倉町にもやはりこの低湿地ということで、これ東毛地区の雨水の水が必然的に流れてきてしまいます。板倉町は4,200町弱だと言いますけれども、私が計算すると藤岡町の第1からも大島地区からも来ますから、何だかんだ言っても7,000町分ぐらいの水をやっぱり出しているのですよね、板倉町の排水路とポンプが。やっぱりこれは板倉町生命線でありますので、やはりその改修あるいはその排水ポンプの運営費については、やはりお立場、お立場で有利な面もあると思っておりますので、やはり理論的に組み立てていただいて、強力に国土交通省なりにやっぱり直談判でもした方が私はいいなと、そのように考えております。

お願いで恐縮ですけれども、時間も若干ありますけれども、これで私の質問を閉じたいと思います。どうもお世話さまでした。

○議長（荻野美友君） 以上で石山徳司君の一般質問が終了いたしました。

次に、通告5番、宇治川利夫君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 5番（宇治川利夫君）登壇 ]

○5番（宇治川利夫君） 5番、宇治川です。よろしく申し上げます。私の通告した質問、3項目大きな項目が挙がっているのですけれども、前の方々が全部関連ございまして、質問等出ておったのですけれども、通告してございますので、質問をさせていただきたいと思っております。

最初にですけれども、市町村合併問題を問うわけなのですが、この関係については、青木さんの方からも出ておりますが、質問させていただきたいと思っております。

平成の大合併も終わり、平成11年には全国で3,232あった市町村が、昨年の4月には1,820に激減しました。県内でも平成15年4月1日に万場町と中里村が合併し神流町が誕生したわけでございます。これを皮切りに自主的な合併が進み、昨年の3月27日には富岡市、みどり市、東吾妻町がそれぞれ合併し、10月には榛名町が高崎と合併し、70あった市町村が38市町村となりました。この3年間に市町村数は4割以上激減し、昭和の大合併以来半世紀ぶりに群馬県の行政システムが大きく再編されました。この間、邑楽・館林地区においては、西邑楽3町で合併協議会が設立され、合併が進むものと思っておりましたが、途中でとんざした経緯がありました。先ほども出ておりましたが、本年の統一地方選挙で当選されました安楽岡館林市長、須藤群馬県議会議員は、公約の第1に、合併の推進を挙げていました。また、5月の両毛新聞によりますと、大泉町の長谷川町長も合併については、多くの町民は経済や人との交流を考えると、邑楽・館林よりも、太田市の方向を向いていると述べています。

こういうことから、今年に入って、町内においても合併の話がどこに行っても聞かれるようになってまいりました。私も議員になりまして、この合併問題については、過去3回や4回ほど質問した経緯もあります。

その中で、町長は最終的には邑楽・館林が一本化になって合併することが望ましい。そういう答弁を何回となく繰り返しておりました。

そこで、こういう機運が今高まりつつある中で、最近合併についての町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 合併についての考え方でございますが、先ほどの青木議員の質問でもお答え申し上げましたが、かなり重複する面があるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

別に基本的に考え方が変わっているわけではございませんで、最終的には合併の方向にいかざるを得ないというふうには考えております。ただ、さっきの質問の中でお答え申し上げましたように、我々も少なくとも邑楽郡内ではいろんな意見交換を絶えずやっておるわけでございますが、必ずしも事合併に関しましては一致しているわけではございませんで、いろんな考え方があることも事実でございます。

そこで、安楽岡新市長に対しては、先ほども申し上げましたように、いきなり合併から入ると難しいよと、やっぱり大事なことは、広域的に物事をやっていった場合にどうすることが可能なのかということをもまず重視してほしいと。例えば各市町でもいろんな施設があるわけでございますが、そういった施設なんかも1回洗いざらい出してみても、全体的に考えると、どういったことになるのか。何となく現時点では、よその町の施設は使えないという、そういった一面がございますが、全体的に使うとすればどうなるのかということも含めてまず考えるべきではないかというふうに申し上げておりますし、これは新市長も同様な考えであるという点では、認識が一致していると、そういうことでございます。

例えばその施設の面なんかで考えてみましても、結局個々の町だけにとらわれると、ついついむだなものをつくってしまうという傾向はやはりあるような気がするのです。でも、お互いにうまく使うようなことをすれば、そういったものが避けられる一面があるような気がいたします。ですから、お互いに自分のところはこういう施設があるよというものを持ち寄ってやっていくことも大事な要素であるというふうに考えております。一般的に板倉町は余り施設がないというふうなことも言われておりますが、しかし、例えば東洋大学なんか、ほかには絶対ないようなすばらしいものもありますので、そういった面も含めて広域的に考えるとすれば、例えばその施設の面に関しては、どうことができるのかということをもまず模索していきたいと、そのように考えております。

それと、もう一つは、どうしてもそのまちづくり、地域づくり等を考えた場合に、自分の町の範囲内で考えてしまう傾向にあると思うのです。もうこれやむを得ないと思うのですが、しかし、全体的に考えてみたら、どういう地域づくりができるのか、やっぱりその辺もこれから大事な要素だと思うのですよ。だから、そういった基礎的な部分を積み上げていって、その場合にはどういったことになるのか、これは合併の方が望ましいのかどうかということにつながっていくのだと思うのですよ。ですから、繰り返して恐縮なのですが、もう初めから合併そのものを研究というのではなくて、そういうところから入っていくことによって、お互いの腹を割った話し合いが可能なのではないかという気がいたしますので、まずはそういった方向で進んでいきたいと、もうそのように考えております。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 先ほど青木議員さんの答弁の中にも、合併を考えたときに、その広域的なものを

視野に入れて、それと事務的レベルというようなことも出ておったかと思うのですけれども、確かにその合併するというのは広域になりますので、そこにある施設等の活用と、そういうことが考えられるかと思うのですけれども、まず今、町長は板倉町にはそういう構築物等が少ないわけですからということで、例として東洋大学を挙げたわけですけれども、そういう広域ということを再三聞いておるわけなのですけれども、その具体的な例、今、東洋大学出ましたけれども、町長が考えているその広域的なものというのは、もう少し突っ込んだ考えとして、具体的にお答えを願いたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） これまでも一部事務組合等でやっているものもあるのですけれども、例えば医療関係、病院ですとか、あるいはごみの場合、板倉町は単独でやっていますが、そういったものであるとか、そういうものもやっぱり入ってくるのかなと思うのですよ。それと、やっぱりその施設の面とか、ちょっと今思い浮かばない面も多々あるかもしれませんが、やっぱり全体的に施設あるいはそのほかの事務的なものも、福祉関係も入ってくるのかどうかわかりませんが、そういったものをいろいろ整理していきますと、これは単独でやるよりも、広域でやった方が非常に有利であると、そういうものがかなり出てくるのではないかと思うのですよ。だから、そういったものをまず積み上げていこうと、それを指しておるわけでございます。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 広域的な例として、広域のその医療事務とか、もろもろの話あったのですけれども、前にごみ関係で、館林、板倉、明和等でごみについての上毛新聞等にも取り上げておりましたけれども、その処理の方法、そういうもの等も出てきておるわけですので、やはり市民あるいは町民が生活している中で何を考えるかという、やはりそこに住んでいる方のやっぱり生活の住環境あるいは福祉のサービス、そういうものを考えていっての合併というのが来るかと思うのですけれども、確かにその施設を活用したとか、そういうのはその次になるような気がするのですけれども、やはりそこに住んでいる方の生活を最優先、それが合併に対する基本ではないかというような気がするのですけれども、町長、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 別に生活云々を排除しているわけではございませんで、現在の状態の中で、いろんな行政的にはすべて非常に幅広いものを行っているわけですよ。ですから、かなり広範囲なものが入ってくるのではないかと思うのですよ。ですから、恐らく事務レベルで詰めるとすれば、そういった現在行政でやっているもろもろのことが入ってくるという気がするのですよ。その施設の関係は一例ということで申し上げたつもりなのですが、現在行っている行政もろもろのことがやっぱり入ってくると。当然これは町民にも直結する、生活にも直結する大変大事な要素でありますので、そういった現在やっている行政を広域的にやった場合にどういったことが可能かというのをまずはその事務レベルで詰めてみたいということであると、そのように認識しております。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） やはり合併は、住民サービスを基本に考えるということもあると思うのですけれども、それと行政体制の整備もあるのではないかというような気がいたします。根幹は、事務配分にふさわ

しい体制づくり、基礎自治体の行政組織の強化にあるような気もいたします。この観点について、行政組織の強化ということで、町長はこの辺を合併についてはどのように考えていますか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ちょっと今、行政組織の強化ということですが、ちょっと意味がよくわからないのですけれども、現在の例えば板倉町の中の行政区の組織であるとか、あるいは各委員会だとか、そういったものを指す。

○5番（宇治川利夫君） それと、他市町との関係のその行政の強化、やっぱり合併というのは、結婚と同じように相手がいるわけですから、そちらとの関係のその行政の組織です。そういう再編があるわけですから、その辺の考え。

○町長（針ヶ谷照夫君） 多分進め方として、冒頭申し上げましたように、まずその合併を前提にしての研究會ではございませんので、広域的なことを前提とした多分研究會的なものになると思いますので、では一緒になった場合はどうかというのは、次の段階になるのかなという気がするのですよ。そういった面でのその組織ということであれば、次の段階になるというふうに考えております。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 今のところ、板倉町は今、自立という形をとっておりますが、いずれはという言葉も町長から聞いておりますので、最終的には合併の方向に動いていく、そんな認識をしております。

そういう中で、町民に対するこの合併のお知らせといいますか、そういうことについて、住民に対するその合併のアンケートといいますか、そういう考えは町長はお持ちですか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 一般的に平成の大合併の中では、アンケートをとったということは非常に多かったような気がするのです。ただ、それがよかったのか悪かったのかというのは、非常に難しいところでございまして、板倉町を考えた場合に、現時点においてアンケートをとる考え方は現在持っておりません。やっぱりアンケートをとる以上は、町民の認識が非常にこれ大事でございまして、いろんな判断するための資料というか、材料というか、そういったものを提供しないと、なかなか判断できないのではないかという気がいたしますので、まずは先ほどから申し上げておりますように、広域的にいろんな研究で始まるわけですが、そういったものを随時町民に提供したり、また議会でも特別委員会等もあるようございまして、そういった中でいろんな議論を重ねていって、この辺だったらアンケートがいいのかという、時期が来たら、それは当然そういうアンケートも必要でしょうが、現時点においてやるのはちょっとどうかという感じがいたしておりますので、現在のところは今考えてはいないというのが実態でございまして。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 大泉町議会の方でも、議会の中に合併の委員会を立ち上げました。そちらが先で議会が動いた関係もあって、長谷川町長の方が上毛新聞の取材に対してそういう答弁もなさったのかと思います。そんな中、大泉町では住民アンケートも考えているというような方向で動き出すようございましてけれども、やはりこの辺は住民にそういう先ほど町長の答弁にもありましたけれども、資料の提供といいますか、そういうものが十分なされた中で、このアンケートも必要になってくるものと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、この合併の再延長といいますが、22年までまた延長になるような話、先ほど青木議員の中の答弁の中で出ておりましたけれども、いずれこういう合併が再延長、再延長とされるわけですけれども、された中で、いつかそこで首長としての決断をしなくてはならないのかなというような気がいたしております。今回もその平成の大合併が出た中で、なかなかそういう決断ができていないわけですけれども、再延長の中で22年ということがありましたので、あと3年後です。その中で町長としてそういう決断なり、自分の考えが合併についてもう少し踏み込んだ考えが出せるかどうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 当然そういつまでもというわけにはまいりませんので、その時点ごろにはもう当然やらなくてはならないかなというふうには考えております。ただ、平成の大合併の中で、私どもが考えてみて、ちょっと残念だったなと思うのは、非常に積極的に合併に踏み切ったところが意外と少なかったような気がするのです。一番のその合併が進んだ大きな原因としては、やっぱり先ほどの議員の方の質問ではないですが、財政関係が非常に大きかったと思うのです。いろんな流れ見ていると、たしか平成16年度の予算を組むに当たって、国の方ではかなり思い切った地方交付税の減額を行いました。びっくりするぐらいの減額でありました。そのときに多くの自治体が、特に町村でございますが、これではとてももうやっていけないと、これはもう合併するしかないということが非常に多かったような気がするのです。ちょっと悪い言葉で言えば、あきらめの中から合併が生まれたという一面があったような気がいたしますので、こういったことはちょっと残念なような気がいたします。

そこで、今私どもが考えなくてはならないのは、先ほどから申し上げておりますように、合併になった場合にはこういうことになりまよとこのをきちんと出して判断していくということでない、何か余りいい方向に進まないのかなという気がしますので、要するに後ろ向きではなくて、前向きにやっぱり合併というのはとらえていかないと、町民にとっては残念な結果になるのかなと思っておりますので、積極的に合併になった場合にはこういう利点がありますよと、またこういう地域づくりが可能ですよと、そういった面を強調しながら町民の方にお話をしていくということにしていきたいと。それは余り長々というわけにはまいりませんので、なるべく早い機会にそういった方向に持っていきたいと、基本的にはそのように考えています。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 合併について、すぐというような答弁、なかなか難しいと思うのですけれども、前々から町民に対してはというような話もあったのですけれども、今もありましたその合併したらこういうものがいいことがあるのだと、メリットです。もちろんデメリットもありますけれども、その具体的に一つだけでもあれですから、そのメリット部分なり、町長の考えている合併した場合のこういういいところ、やはり先ほど言いましたように、3回、4回質問していても、具体的なものが見えないわけなのですけれども、一応何か平成の合併の中ではあると思うのですよ。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 一般的には、非常に財政が苦しいものですから、合併すればこれだけ財政的には有利になりますよと、そういうことが多いかなと思うのですが、私がやっぱり一番期待しているのは、要するにまちづくりというか、地域づくりというか、そういうことかなと思うのですよ。どうしても一つの町で、

その枠内でまちづくり、地域づくりを考えた場合には、どうしても小さなものに陥ってしまう傾向があるような気がしてならないのです。でも、もうちょっと輪を広げて、館林・邑楽地区で考えていた場合には、ああ、そうか、こういった面もあるのだと、こういったことは共通してやっていくことによって大きく発展していくのだなという、そういったことがあると思いますので、私は基本的に一番大事にしたいのは、やっぱり地域づくりというか、まちづくりというか、こういう将来像がありますよと、そういうものをぜひつくっていききたいというのが一番の考え方でございます。

ただ、デメリット部分もちょっと心配する面があるのですが、それはやっぱりこれは国の方でも実際に認めているわけなのですが、行政が遠くなると、どっちかといえば、これまでは身近な存在であった行政が、大きくなることによって遠くなる。これは厳然たる事実なのですが、その辺を何とかしないと、やはりちょっとまずいのかなと思いますので、それを解消するためには、少なくとも少しでもそれをまずい面をなくすためにも、こんな配慮が必要ですよということもあるのかなと思うのです。その行政が遠くなるという一つの例で、いい例か悪い例かわからないですが、この地域では、長い歴史の中では非常に「ああ、こんなこともあったんだな」ということがあるのです。それは何かというと、すぐお隣の、もう昔の話になって恐縮なのですが、谷中村ですよ、栃木県の。あそこはちょうど100年、正式には去年が100年前だったのですが、100年前にそのいわゆる遊水池をつくるために、国の方ではあそこへ遊水池つくるために谷中村をなくそうと、つぶしてしまおうと、そう考えたときに、谷中村の人たちは、自分の村のことですから、当然反対したわけですよ。議会でも反対いたしました。国はどうしたかということ、隣の藤岡町に合併させたと、議員なんかの場合は、藤岡町の方が議員が圧倒的に多いですから、賛成多数で谷中村が廃村になってしまったという、そういったことがあるものですから、小さな声が届かなくなるという、そういうやっぱり心配があるのです。ですから、その辺の弊害を極力少なくするためにはどうしたらいいかということもあわせて考えていかないと行政が遠くなってしまおうという、そういったことが出てくると思いますから、その辺も含めた検討が必要かというふうには考えております。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） この合併については、いろんなすり合わせ等があるわけですので、町民に不利益にならない、できるならば対等合併という形の中で進めていただきたい、そんな考えでおりますので、合併を視野に入れた方向で進んでいただきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に挙げております品目横断的経営安定対策の関係ですけれども、この関係についても、先ほど延山議員さんの方から出ておまして、重複する部分も多々あるかと思ひますけれども、質問させていただきます。

この関係については、本年よりスタートしたわけですけれども、麦作については、昨年の11月末までにはその申請をとということで取りつけておりました。そんな形で町内においても、麦作関係の方が播種をして、現在収穫を目前にしております。先ほども出ておりましたように、この関係については、認定農業者で4ヘクタール以上の方と、その集落営農で20ヘクタール以上という組織、こういう方に決まっております。こういう形の中で麦がつくれ、もし加入していなかった場合ですと、麦1俵につき2,500円、この品目横断的経営安定対策に加入している方については、約9,000円で1俵買い上げますよというような大きなメリットがあるわけです。麦をつくっておられる農家にとっては、安定した経営ができるものと思ひます。

そういう中で、この5品目の中には、ほかに先ほど町長申し立てましたけれども、米も含まれているということで、板倉町では米の生産農家が大部分という形でございます。今年4月よりこの米対策も加入の申し込みが始まっております。この関係について、特に板倉町は米の主産地ということもありますので、この関係についての農家の加入数あるいは集落数ありましたらお願いしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 先ほどの方の質問でもお答えしたかなと思うのですが、いわゆる米等の入ったならし対策については、現在加入者はないという、板倉町の場合。そういった状態であるというふうに思っております。ただ、やはりこれからの安定的な農家経営を考えると、極力そういった方向に持っていくことが農家にとってもいいのではないかなというふうに考えておりますので、これから十分農家の方にも理解していただけるような努力をして、極力加入していただく方向で努力をしてみたいと、そう思っております。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 米については、なかなか個々が表作ということで主力につくっているわけですね。麦の場合は裏作というような形で、米が終わった後、そういう形でやっているの、麦の方がどっちかという、この政策を進めるのに進めやすい、そんな政策であるのかなというような気がいたしております。

そういう中で、この前、米の加入者が県内においてもゼロというようなことがありました。町内もゼロ、そういう形の中で米が万が一価格の暴落等あった場合に、確かに先ほど答弁にありましたげたのならしの中でそれを保障していくのだという政策でありますので、一軒も加入していないわけです、米の場合。そういうことの中で、大豊作の大暴落、こういうときに農家は非常に大変なことになるわけです、米農家は。それは入っていないからしょうがないのだという、確かに政策がもしもせんけれども、板倉町はやはり米のその県内の早場米地帯でありますので、そういう制度があるとすれば、やはり県内いち早くこの制度に対する、米です、米の品目横断の安定対策をもう少ししっかりと知らせて加入させるべきではなかったのかなというような気がするのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） この品目横断的経営安定対策、これの対象者につきましては、もう先ほどからもどういった方が対象になるかはご説明をさせていただいております。今、議員のご質問のならし対策の加入でございますが、やはり米もこの品目横断的経営安定対策の対象品目の最初に位置づけられておるわけでございますが、このならし対策につきましても、対象の一つの要件としますと、生産調整というものがつきまとう制度でございます。そういった中で、過去推進をしてきていたところ聞いておりますけれども、なかなかこの板倉町における生産調整の目標達成、過去成績もなかなかよくないというのが現状の中で、新たな転作作物が何か見出せるかどうかによって、今後可能性出てくるかなとは思っておりますけれども、今まで小麦の生産実績を持たない方に関しては、非常にその転作で何を米にかわる作物とするか、こういったところも非常に課題になってしまうのかなというところがございます、全然過去推進をしてこなかったわけではございませんけれども、現在そういう状況で加入者がいないという状況になってしまっております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 確かにその認定農業者制度の中で100%減反をして転作をする、それが基本でござ

ざいますけれども、先ほど認定農業者が町内で137名でしたか、何かいるという話でしたけれども、この方たちは完全に100%の転作は達成していますか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） 具体的な数字については、本日のところ私承知しておりませんが、137プラス法人集落営農の組織、合わせて139のいわゆる認定農業者が現在町内に存在しておるわけですが、この全員の方が生産調整目標達成をしていないというのが現状でございます。そういうことでありますので、この辺を今後生産調整の目標達成にいかに関わり協力して進めていただくかというのが今の課題というふうを考えております。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 一応認定農業者制度というのは、100%達成された方をということで認定しているかと思うのですが、町内においては、その100%達成していない方も認定農業者として認めているということもありますよね。どうですか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） これはこの19年度からの品目横断的な経営安定対策の実施に伴って、結果的にそういう形の方が出てきたということでありまして、以前の認定要件の中では、5年間の期間で転作の目標を達成すると、最終的にはその目標年次には100%の達成をしますというような経営改善計画を出していただいております。しかし、この19年の4月からその5年の計画期間の途中でかかってきたという方がいらっしゃいますので、そういう方につきましては、結果的にはそういう形になってしまったということでありまして、今後その辺のところについては、引き続き認定経営改善計画に基づくその生産調整の100%達成に努力をしていただくということで、いろいろお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） やはりこの制度は、先ほど来出ていましたように、小さな農家を切って、大きな農家を育てる、そういう目的ありますので、この100%達成していない認定農業者については、この政策の中では認定農業者とは呼ばないわけです。そういうことをなぜ今聞いたかといいますと、たまたま邑楽町の農家の方と行き会った中で、何か板倉町の方では100%達成してなくても、その認定農業者と認めているというような話が邑楽町のそういう農業後継者の中に話が出たそうなのです。それはなぜかということ、やはり先ほど課長が申しましたように、前は5年間の計画の中で自分が農業をこういう計画を夢持って5年間に達成しますと、そういうのが最初の認定農業者の制度だった。確かに今それが重複している部分があるということで、それは承知しているのですけれども、今回のその制度の中では、その100%達成していない方は認定農業者とは呼ばれないわけですよ。呼ばれないのですよ。だけれども、板倉町にはまだそういうやっっていない方がいるというのを向こうの農家の方にと不思議だと、板倉町は何でそういう人を認定農業者と呼べるのですかというようなことを私も聞いたのですけれども、それは私なりにその考えありまして、もちろんわかっていたから、そういう話したのですけれども、でも、いずれは板倉もやはり100%していなかったら認定農業者ということは呼ばないわけです。それと特例として、ハウス農家をやっている方については、売り上げが800万でしたっけ、そういう特例措置もあるのですけれども、やはりそれは特例として800万以上の売り上げがあれば、それが加算されると、そして認定農業者制度に入れるのですけれども、



本来そういう幾つか特例もあるのですけれども、実際に今回のその品目横断の中では基本としては100%達成したということです、あと3年ぐらいすれば、板倉からはそういう方もなくなる。そうするとこの137名というのは、実際にはもっと減ってしまうわけですよ、多分。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） このただいまのご質問につきましては、議員の申されるとおり、このままで行きますと、137名、相当数減ってくるというのは確実なことであるかなと。ちなみに邑楽町の状況についてお話しされましたけれども、邑楽町につきましては、この品目横断的経営安定対策に参加するために、18年度において新たに認定を受けた方が相当いらっしゃると思います。それ以前の各館林・邑楽管内の認定農業者の数で見ますと、館林が一番人数的には多くて、その次が板倉町でした。私が2年ほど前の状況を記憶している範囲申し上げますと、板倉町も150名弱の方がいらっしゃいました。それが現在140名を割ったというのは、やはりこの経営安定対策とのかかわりの中で、5年の期間が満了をしまして、再度認定を受けるに当たって、今度の安定対策に参加できないというような、そういう判断をされた方が再度の認定を受けなかったということで、人数が若干もう既に減っておるのが町内の現状でございます。でありますから、間違いなく減ってしまうかなとは思っておりますけれども、いろんなその特例措置とか、そういったものの活用の中で、減少をできるだけ少なくとどめたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 国の政策というのは、先ほども出ていましたけれども、猫の目の政治ではないですけれども、毎年毎年変わっているのが現実かなという気がしますので、それにのっとなって、ではすぐそれに対応していくというのも難しい面もあろうかと思っておりますけれども、そういう中で、今後この安定対策が行われるということです、そういったのっとった指導をしていただきたいと考えております。

特に先ほど申しましたように、板倉は米の産地でございますので、この米について、その制度に乗れない方が大部分ということになってきますと、価格が暴落したときに、大変な混乱を招く。そういう中で、町はこの米農家に対する指導、もう少し具体的に指導の仕方を考えがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

○建設農政課長（中里重義君） ただいまのご質問でございますけれども、この辺につきましては、やはり米の価格の先行き等、いろいろな専門家のお話とか聞いておる中では、まださらに価格が下がっていくのではないかというような、そういう話を聞いております。片や農政局の関係者からの話としますと、この当板倉町では生産調整100%目標達成はできていないわけでございますが、主産地たる東北とか北海道のそういったところではかなり真剣に生産調整は取り組んでくれていると、そういう中で現在の米の価格が決定されていると、そういうことで板倉の米については、よそが一生懸命生産調整を達成をしているから、そこそこの価格で売れているのだよと、そんなことを指摘をされたこともございます。本当にそういう中で、こういった形のその米の生産のあり方がこの板倉町において理想なのかということをお考えすると、非常に判断がしづらいところがあるのかなと。

というのは、一つには、現状、いわゆる早場米地帯でございますので、いわゆるその農協出荷をしなくても、販路が相当な量確保できているというような現状もございます。そういう中で、やはり過去生産調整の

目標がなかなか達成できなかったのかなというところがございます。そういうところもございますので、将来の米の価格動向等も見据えながら、そういう将来にわたっての取り組みをこういう形でやらないと、本当にその米の値が下がり続けるだけになってしまうと、そういったところもいろいろ関係機関、農協、それから農業委員会とかの関係機関ともいろいろ連携をとりながら、そういう先行き動向までを見据えた中での米づくりのあるべき姿を農家の皆様にご理解をしていただくことが生産調整につながるのかなと。

もう一つ考えられることといたしますと、ある部分、コスト削減のために、より農地の集約ですが、大規模経営を図るといような方向でもいろいろ施策を考える必要があるというふうに認識をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 確かに先ほど課長も申しましたように、もうその価格が問題だということですがけれども、やはり麦同様、2,000円とか3,000円に1俵下がった場合になってきますと、大変なことになります。これ加入している方は、先ほど申しましたように、げたならしで、その不足分というか、マイナス分が補てんされるという形になるのですけれども、今のところゼロ加入でございますので、この点については、やはりその集落営農なり、あるいは認定農業者もなのですけれども、やはり米づくりについては、最終的には集落営農か、あるいは農協等のそういう組織を利用した中での栽培形態に進むのではないかなというような気がしますので、やはりよそから送る、やはり麦ですと、今まで大荷場地区あるいはそのこの北部の麦作、それと大曲地区が大きな団地としてやっているのですけれども、この場合の麦の中に新田地区が手を挙げたわけなのですけれども、やはり国からの補助金の枠がこれしかないということで、新しいところにはその政策がおりないのですよ。ですから、万が一米もそういう形になったときに、板倉は全町的に米がありますので、やはりそういうことのないように、この米の関係については進めていただきたい、そんな考えであります。この関係については、そういうことで打ち切らせていただきます。

それと、もう一つなのですけれども、先ほどやはり農地・水・環境対策の話が出ておりました。この関係については、私は最終的には邑楽土地改良区を町が移管するという考えがありますので、やはりこの政策は、町としては是が非でもその全町的な盛り上がりとして進めていただきたい。そうすることによって、邑楽土地改良区の軽減負担にもなるし、いろんな面からしても、この政策は今のところ町にとっては有利な政策のような気がしますので、そういうことで、この関係はもっとまだやっていないところに対する指導なり、そういうことは是が非でもやっていただきたい。これは邑耕との絡みがありますので、そういう考えを述べさせていただきます。

それと、時間の関係で、最後の質問ですけれども、先ほど副町長の関係については、石山議員さんの方から話が出ていましたけれども、この関係は、昨年12月の定例会において、行政組織改革を見直すのだというふうなことで条例を可決いたしました。そんな中、14課局あったわけなのですけれども、それを5課局に編成を変えたわけなんです。新しい体制になりまして2カ月がスタートいたしました。そんな中、町民にとっては、まだ戸惑いやら、なれないせいもあって、どこの窓口へ行っていいか、なかなかわかりにくい部分もあるわけです。そういった中、新年度がスタートし、各団体とも春の総会、そういうのが幾つも行われてまいりました。そんなとき、町長に対する案内は、重複していた日も幾つもあったかと思うのです。そういうと

きに、課長あるいはグループリーダーが出席してその代役を担っていたわけでございます。そういった新体制がまだスタートしたばかりのときに、課長やグループリーダーが席を外したときに、町民の住民サービスと申しますか、そういうのに支障が多少なりともスタートしたばかりですから出ているような気がいたしておりました。

それで、3月定例会においては、先ほども出ておりましたけれども、副町長を置くというような条例を可決いたしました。そのときに、ある方が町長に対して、すぐ、町長も今すぐ置くということは答弁の中になかったわけですので、置かないのだったら、その置く条例は必要ないのではないかという話も出ておったのですけれども、皆さんの考えの中で条例を可決をしたわけです。そういうことがあった中で、今考えてみますと、町長は5月の町村長会議の中で、5期目の町村会長に再度就任をしたわけでございます。そういう中で、町を離れる機会が多いわけですね。先ほど申した総会においても、あるいは町を離れる機会が多いということで、この副町長を置くという条例が可決されておりますので、その辺について町長は置くというのは先ほど石山議員さんの中でも言うておりましたので、でも、そういう混乱があるということは、町民に対する不安にもつながるような気がいたしております。ですので、この置く考えをもう少し具体的に伺いたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 今話があったように、機構改革を行いまして、まだ2カ月ちょっとなのですが、やっぱり大幅な機構改革をやっただけに、町民の方も、また職員も非常に戸惑いがあったのかなという気がいたしております。でも、だんだんにはなれてきたのかなという感じがするのですが、私としては、こういった機構改革の中で職員も一生懸命頑張っておりますので、もうちょっと様子を見て、全体的にどうしたことなのか、その辺も判断していきたいというふうに考えておりますが、確かにご指摘のように、副町長というか、いないと私の場合も大変厳しい一面があるわけでございますが、しかし、いろんなことを考えてみますと、もうちょっと全体を把握してから判断した方がいいのではないかとこの考え方がるものですから、もうちょっと時間を置かしていただきたいと、そんなふうに考えています。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） その機構改革あるいは財政改革というのは、お金が伴うことでありますので、確かに副町長を置かなければ、それだけの経費削減にはつながる。これはわかるのですけれども、果たしてそのことが住民に対するサービスのそのマイナス分と、投資対効果、その辺がどういう形でサービス低下に、私どもは出てきてしまうというふうにとるのですけれども、町長はまだ今のところ、それはないというふうに考えているのかと思うのですけれども、やはり町民は町長が先ほど申しましたように、町村会長に就任しているということであるならば、やはり庁舎を守る副町長は置くべきであるのかなというような気がいたしております。

先ほど申しましたように、まだ2カ月スタートしたばかりですので、戸惑いがある。でも、戸惑いがあったら、本来困るわけですよ、幾ら2カ月であろうが、1カ月であっても。そういうことを考えると、やはり副町長は早い時期に置くべきではないかなというふうに考えております。そういうことを申し添えて、あと5分ぐらい時間があつたかと思うのですけれども、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 以上で宇治川利夫君の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

2時50分より再開いたします。

休 憩 （午後 2時33分）

---

再 開 （午後 2時50分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告6番、野中嘉之君。

なお、質問の選択は一問一答方式です。

[ 8番（野中嘉之君）登壇 ]

○8番（野中嘉之君） 最後になりましたが、私の方から2点ばかりお尋ねしたいと思います。

まず第1点目でございますが、行政サービスの較差問題について伺いたいと思います。なお、先ほど秋山議員の質問の中で、子供の医療費の助成の拡大についての質問がありましたが、私はそれを応援する形で重複する部分もあろうかと思いますが、あらかじめご了承くださいと思います。

さて、較差問題につきましては、昭和の市町村合併時からこれまで進めてきた国の施策の中では、法律などによって一律に定めてきたこともありまして、どこの山に行っても、学校や道路というものは立派に整備されているところでございます。また、その行政サービスの面でも、比較的較差は小さかったなというふうに思うわけでありまして。しかし、バブルがはじけまして、長引く不況の上に、激しい国際競争もあり、企業のリストラ、これらによって、仕事につけない若者、つまりフリーターやニートといった人たちが多く出るようになってきたわけであり、そういったことが所得格差あるいは経済格差という形で広がってきているわけでございます。

一方、国におきましては、多額の借金を抱えまして、加えて急速に進展していく少子高齢化社会と人口減少社会を迎えまして、年金、医療、介護といった福祉予算、今後ますます増えていくものと思うわけでありまして。国はそういったことに危機感を持って、構造改革を初め三位一体改革、そしてさまざまな改革を進めて、歳出削減を図ろうとしているわけでございます。

景気の方は、先ほども町長の話もありましたように、回復基調にあるとはいっても、800兆円を超える国の借金の影響で、毎年地方交付税が大幅に減ってきているわけでありまして。そして、今後も減ると思われるわけでございます。交付税が減らされることによって、これまで蓄えてきた財政調整基金などの基金、いわゆる貯金を取り崩して予算を組む状態になってきているわけでありまして。しかし、「いつまでもあると思うな親と金」ではありませんけれども、そういう言葉がありますが、大変なことになってくるわけでございます。

期待された地方分権も、財政面で足踏み状態になっているという状況であります。財政力のないといいますが、弱いといいますが、町村では第二の夕張にならないかと大変な思いをしているところであります。そして、持てる者と持てない者によって、つまり財政力によって、市や町の間で住民サービスの面でも較差が生じてきているところでございます。

近くの邑楽・館林、そして太田などの市や町におきましても、住民サービスの面でいろんな較差が生じてきております。例えば少子化対策の一つをとりましても、当板倉町では、先ほど秋山議員の質問の中にもありましたように、就学前の乳幼児福祉医療という形で、就学前の乳幼児しか医療費の無料化についてはやっておられないわけですが、明和、千代田、大泉などなどにつきましても、無料化の拡充を図ってきているところでもあります。

そのほかにも少子化対策の中では、出産祝金とか、チャイルドシートの助成金などについても、町村によって較差が生じてきているところがございます。

県内の状況を見ますと、中学校卒業まで医療費助成している町村があるわけですが、必ずしも財政力のある町とも言い切れないわけでもあります。不交付団体の上野村はともかくとしまして、中之条町や東吾妻町などにつきましても、財政的に見れば、板倉町よりもっと大変厳しい町であるわけですが、このことから見ますと、財政面だけでなく、トップ、つまり首長の考えによるものが非常に大きいと言わざるを得ないと思うのであります。

町長は、平成17年の3月に策定した板倉町次世代育成支援行動計画、2005年から2015年の中で少子化は重要な問題であり、子育てしやすいまちづくりを推進すると述べられております。その点、今年度整備が予定されております保育園の整備、この点につきましても、大変評価できるわけですが、内容の面におきましても、支援していくことが極めて大切ではないかと、大切であると思うのであります。しかし、何といたしても、財源がといいますか、財源の確保の見通しがなければ、やろうにもやれないということでもあります。

そこで、伺いたいと思いますが、交付税が減ったことによって、さまざまな住民サービスの影響が心配されるわけではありますが、町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 野中議員の質問にお答えいたしますが、今のご指摘は、地方交付税が減額したのをどう思うかということでございますか。

○8番（野中嘉之君） ええ、その影響といいますか。

○町長（針ヶ谷照夫君） 確かに地方が自由に使えるお金ということで、地方交付税というのは、非常に大切な財源であるわけですが、これが年々減額されていると。しかも大幅に減額されているということで、非常に大きな影響があるというふうに認識をいたしております。要するに地方交付税というのは、財源の調整機能あるいは保障機能、そういったものを持っているわけですから、これがなくなるということは、当然較差問題に発展してくるというふうに考えております。先ほどもちょっと申し上げたのですが、今、全国的に大きな課題となっております、NHK等でもこの報道を取り上げて報道してはりましたが、とにかく最近では、財源の余裕のあるところ、ないところではすさまじい較差が生じてきております。東京都なんかの場合は、もうサービスが至れり尽くせりという感じでございますが、しかし、厳しいところは、一番弱いところに子供たち、あるいはお年寄り、弱者にどんどんと負担をかけて、しかもサービスはどんどん切り捨てられていると、そういった状況でありますから、非常に大きな影響があるというふうに基本的には認識をいたしております。

そこで、板倉町でもこの対応策として、これまでも何回申し上げてまいりましたが、まずは削れるところ

は削ろうということで、職員等を減らしたりという行財政改革を進めてまいりました。それでも、なかなか追いつかない一面があるわけですが、したがって、入るを図るということも含めて、これまで精いっぱい努力をしてきたわけですが、ただ、先ほど申し上げたように、子供たち、あるいはお年寄り、一応弱い立場にあるわけでありますから、極力その辺は何とか頑張っていくことが大事なのかなという基本的にはそのように考えております。

○議長（荻野美友君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） そこで、交付税がそういったことで減らされ、厳しい状況の中で、多くの首長が少子化対策を重要施策として位置づけ、その一つとして、子供の医療費の無料化の拡充に努めているところですが、先ほど秋山議員の質問にも答えられておりましたが、財政が厳しいということでの理解はできるわけですが、板倉町の状態を見ますと、邑楽郡内では残念ながらこの件に関しましては、ワーストワンといえますが、サービスの面では一番低いわけであります。もちろん私はせめて小学校卒業までということと考えておったわけですが、先ほどの秋山議員の質問の中では、せめて3年生までというようなことであります。館林市や邑楽町のように、年々拡充に努めておるところもあるわけですが、このことだけ見れば、残念ながら努力されているというか、そういうことには到底及ばないというふうに思うわけです。

そこで、町長にもう一度伺いますが、小学校卒業まで医療費の無料化の拡大する考えがないか伺います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまの質問、小学校卒業まで医療費の無料化を拡大する考えはないのかと、そういうご質問でございますが、乳幼児の医療費を自治体が助成する乳幼児福祉医療費制度、これは少子化対策と子育て支援の一環として重要なものと認識しております。ましてや子供を育てている保護者の方々の家計負担が少しでも軽減されるような制度の拡大は望んで当然のことと考えております。

先ほどの秋山議員の小学校3年生までを支給範囲とした場合と同様に、平成17年度実績数から予測してみますと、小学校卒業までの受診者数、予測でございますが、大体4,600人ぐらいの増かなと、それから、医療費の支払額もおおむね2,400万程度増額すると考えられます。就学前の医療費無料化と比較すると、約2倍強の数字になると考えております。

この関係については、先ほどの秋山議員のときもお答え申し上げたのでございますが、就学前までの関係については、この近隣は大変みんな高いのですけれども、群馬県全体で考えてみると、板倉町と同程度というのが大体6割を占めているという状況でございます。ただし、今言ったように、この近隣を考えますと、その中では板倉町は最も低い状況にあるというふうに思っています。当然限られた予算でありますから、どこかをプラスにすれば、どこかを削らざるを得ないという、これが実態でございますが、ただ、さっきもちょっと申し上げさせていただきましたように、大変大事なことでございますので、この少子化対策、高齢者対策も含めてでございますが、一度もう一回精査をいたしまして、基本的には次年度、今年、今年度でその保育園の関係も一応完成いたしますので、何とか次年度には皆さんの要望の高いものを幾つか次年度の予算に反映していきたいと、基本的にはそう考えておりますので、担当等も含めてその辺の研究、検討はしていきたいと、あくまでも私としては次年度少しでも今ご指摘のあったようなことも含めて反映をさせていきたいと、これが基本的な考え方でございます。

以上です。

○議長（荻野美友君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） 仮に小学校卒業まで医療費の無料化をした場合には、どのくらいの予算が必要なのか、ひとつ教えていただきたいのです。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） さっきちょっと申し上げた。

○8番（野中嘉之君） 大変失礼しました。いや、わかりました。ちょっと感覚が。

大変失礼しました。町ではいずれにしましても財源確保が課題であります。工業団地を造成し、企業誘致を図っていくことで税収アップや若者にとって働く場の確保が期待されますけれども、仮に今しかけたとしても、長い時間がかかるわけであります。

その一方で、ニュータウンの販売を何としても図っていくことが大事ではないかというふうに思うわけです。しかし、先般の販売契約の状況を見ますと、30歳代が1件ということで、非常に少ないわけであります。価格を見ますと、非常に安くなりまして、2,000万円台を割るような状況になって、大変買い得になったはずであります。しかし、売れないところを見ると、ほかにいろんな要因、学校の問題、あるいは働く場の問題、病院や商店などなど、あるいは住民サービスということでの点等々、いろいろとあると言わざるを得ないわけですが、そういった中で、若い人の場合、特に安心して働ける場が近くにあったり、利便性が向上することにより、住みたい町ということにつながると思われる面もあるわけですが、いずれにしましても、すぐできることとしては、少しでも子育てしやすい環境を整えてやることによって、若い人たちがニュータウンに住居を構えることが期待できると思うわけです。先ほども申し上げましたように、幸い、今年度保育園の整備が図られ、充実されますので、内容の面で今後はさらに充実を図っていただきたい。今言われておりますが、「子育てするなら群馬県」というようなキャッチフレーズがありますけれども、子育てにつきましては、先行投資だと思って、ぜひ拡充していただきたいというふうに思います。この際、県に要望して、できるだけ県内全体の市町村が同じようなサービスが受けられるように、県の町村会長としても働きかけていただきたいというふうに思うわけですが、ある面では、分権時代に逆行すると言われるかもしれませんが、少なくとも邑楽・館林くらいは広域行政といいますが、そういう調整の中で同一歩調がとれないものか伺いたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 再三申し上げてきましたように、本来的に日本国民でありながら、あるいは同じ県内の地域住民でありながら、余り差があるというのはどうなのかなという疑問をいつも持っておるわけでございます。しかし、現実はそのような状況でございますので、やむを得ないのかもしれませんが、やっぱり基本的には同じ国民である、同じ県人であるという場合には同等が望ましいということもあるものですから、いろんな組織を通して精いっぱいそういった面では努力をさせていただいております。同じ県内でも大分差がありますので、これは市長会とも一緒にやっておるのでございますが、やっぱりその同じ県内で差があるのはおかしいよと、やっぱりこれは県がしっかりその辺は指導なり、あるいは県がもっと努力することによって同じレベルに持っていつてもらいたいということを強く要請していることも事実でございます。ただ、現実にはなかなかそう簡単にはいきませんで、うまくいっていないというのが実態でございますが、ただ、今お話があったように、その中で少なくとも館林・邑楽地域に近づけてほしいと、そういう要請がご

ございました。その件に関しましては、先ほども申し上げましたように、今年度保育園もでき上がるということもあるものですから、次年度少しでもそういったことが予算に反映できるように精いっぱい頑張りたいと、そのような検討をこれから早急に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荻野美友君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） ぜひそういったことをご努力をお願いしたいと思います。較差社会だからこそ、住民の生活に密着したといいますか、保障的な住民サービスといいますか、これを同一のサービスを受けられるようにぜひお願いしたいというふうに思うわけであります。

そうはいつても、財源確保が問題であります。先ほど話もありましたが、事業の見直しによって財源を捻出するというような方法も一つはあろうかと思えます。場合によっては、事業の延期という、少し延びると、やらないということではなくて、延びるというようなこともあろうかと思えます。

それから、今の財源を倍にして生かす考え方という、ちょっとうまい方法があるのかどうかわかりませんが、例えばあるのですよ、実は。福島県の矢祭町、これは自立宣言した町ですけれども、この町で住民の強い要望のあった図書館づくりに手がけたわけですが、15億円かかるところを3億円でつくったと。そういうことなのですけれども、私も詳しくはよくわからないのですが、図書に寄附にあっては29万冊、その整理に当たっては、住民のボランティアと、そういったことなどもあって、町できちっとやると15億円もかかるものが、住民の参加といいますか、ボランティアによって3億円でできたと、こういったことから考えますと、従来のいろんな事業の面で請負型から住民主体のそのまちづくりといいますか、そういうものに転換することが大切なのかなというふうに思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 今のご指摘は、全くそのとおりであると私も基本的にそう考えております。ずっと以前は、日本の国というのは、やっぱりみんなで協力し合っているいろんなことをやってきたという、そういう経緯がございました。ところが、だんだんと財政が豊かになってきて、すべて行政がやっているという状態になりまして、だんだんと行政に依存するとか、要望するとか、そういう状態になってきたのですが、やはり財政がこれだけ厳しくなると、また原点に戻るということではないですが、やっぱりみんなで協力し合って、知恵を出し合ってそういうことをやっていくということが極めて重要な、大切な時代に入ったのかなと、基本的にはそのように認識をいたしております。これからそういった面で、やっぱり人材活用のまちづくりが、あるいは住民参加のまちづくりが基本的には大切であると、このように考えております。

○議長（荻野美友君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） ただいま福島県の矢祭町の例を挙げたわけでありますが、分権時代にあって、例えば町内の行政区のあり方などについても、自治会の役割をさらに担っていただくといいますか、分権という形でさらにお願いしていくということも、少ない予算を大きく仕事をしていただくといいますか、そういう面でも大切なかなというふうに思うわけです。

そういう意味では、先ほど道路の関係あるいは側溝の関係などの質問もありましたが、物によっては、その集落内の生活道路ぐらいは、行政区が一番よく知っているわけでありまして、そこに整備計画の段階からいろいろ協力していただいですることで、時にはここは一番危険な箇所ですと、ここは一番必要な道路で



すよとか、そういう重要度あるいは必要度、そういうものをきちっとチェックしていただいて、時にはそういうことで自治会で話し合っていていただいて、優先順位をつけていただいて、その上で町が整備していくと。時には町とその行政区が協力し合って整備していくと、そういうような手法をすることによって、いろんな経費の削減も図れるのではないかというふうに思うわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） いや、全くそのとおりだと思うのですよ。よくいろんな報道的なことがあるのですが、本当にお金がなくなった場合、財政が厳しくなった場合、結局は何もできないわけですよ。ところが、本当に困ってくると、やっぱり人間というのは、いろんな知恵を出すようでございまして、ある財政的に非常に苦慮している町については、例えば道路一本つくるのも、もうその行政は材料しか支給できないと。その支給された材料を本当にその地域の人たちがみんな出て一生懸命道路をつくっているという、そんな事例もあるわけありますので、どこまで迫れるかわからないですが、これからは今お話があったような努力がやっぱり大切な時代に入っているのかなと、そのように思っております。

○議長（荻野美友君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） ごみの例えば減量化を図ることによって、今ごみの関係では1億8,000万ぐらい、全体を含めると予算が計上されているわけですが、破碎機などの修理でも3,000万ほどかかるということですが、あれを分別を徹底することで、例えば修理費が3,000万が2,000万になるような状況になれば、そういったことのときに1,000万ほど財源が浮くということにもなりますし、そういう面で住民のやはり理解、協力を得て、大切なものにその予算を使っていくという考え方がやっぱり大事であろうかなというふうに思います。

また、栃木県の大平町ですか、「健康と生きがいのある町」というのを将来像として挙げているのです。私は今回のちょっと選挙などを通じて、多くの方と接してきましたが、それは人によっても多少違いますけれども、一番何を今求めていますかといいますか、そういうような話をしますと、意外と健康だと言うのですよ。私は今、平均寿命が男は七十七、八歳、女性が85歳というようなことでしておりますけれども、そのことを延ばすことより、やっぱり健康寿命を延ばすこと、つまり2年でも延ばすこと、あるいは入院される期間が1カ月でも短縮できれば、医療費の節減にもつながるわけですし、何よりも一番いいのは本人であります。そして、家族であります。そして、地域であり、町であり、国であるわけです。

そういったことを考えますと、もっと積極的に健康増進策、予防増進策、こういったものに力を入れることで、例えば国保が16億円ですか、老人医療が12億円、介護保険が8億円という、これは総額の予算でありますけれども、全体を合わせると36億円ぐらいの予算となっているわけですが、その仮に5%でも削減ができるということになれば、それは総額の5%ということですからあれですけども、仮に1億8,000万ですか、そういうものが浮くことになりまして、財源の問題だけでなく、一番いいことは、先ほど申し上げましたように、本人であり、家族であり、地域であり、町であり、国であるわけですから、ぜひこの点積極的に取り組んでいただきたいと思いますけれども、その辺の考え方をひとつ。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 全くそのとおりとしか言いようがないのですが、そのとおりであると思っております。このことは国の方でもそういった方向で今進んでおりまして、このまま進みますと、2025年には例え

ば医療費なんかの場合は、倍以上になってしまうとか、そういうさまざまな社会保障費関係が多くなってまいりますので、まさに財政が破綻すると、そういったことでいろいろ考えた結果、やっぱり予防医療というか、それが必要であるというふう考えたらしくて、今その予防関係に力を注いできているというのが実態でございます。当然これは板倉町においても同様でありまして、これからさらに健康ということを考えて、予防関係に力を注いでいかななくてはならないというふうに基本的に認識しております。

ただ、もちろんそういった方向で進んでいるのでございますが、いろんなその予防の対策というのがあるわけでありまして、かけ声だけではなかなか現実にはそううまくいきませんから、いろんな人のノウハウ、知恵をかりまして、こうすればいいのではないかと、ああすればいいのではないかと、そういったものも含めて予防的なことに力を注いでまいりたいと、このように考えております。

○議長（荻野美友君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） ぜひ積極的にお願いしたいというふうに思います。

そのほかにいろんなもちろん大事なこととして、工業団地の早期検討、これらもぜひお願いしたいと思えます。この件に関しましては、先ほど秋山議員からも質問がありましたので、この辺でとどめたいというふうに思います。

次に、2点目でございますが、「水を活かしたまちづくり」、「人材を活かしたまちづくり」のその後の取り組みについて伺いたいと思えますが、町長は町制50周年に当たりまして、これからのまちづくりの方針として、「原点に立ち返り、水を活かしたまちづくり、あるいは人材を活かしたまちづくりを推進していきたい」というふうに述べられているわけですが、その後、具体的にどのように取り組まれてきたのか伺いたいと思えます。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 板倉町を考えた場合に、先ほどからお話になります財政的なことであるとか、あるいは地域住民のさまざまな要望であるとか、そういった点は当然これは考慮して努力しなくてはならないのですが、同時に大事なことは、板倉町の持っている資源をどう活用するかということも大きな大事な要素であろうというふうに認識しております。したがって、町制施行50年のときに、次の100年を見据えた場合には、やっぱりその資源を生かすべきであろうというふうなこともございまして、それらのことを申し述べさせていただきます。

その後どんなふうな取り組みをしたかということでございますが、例えば「水を活かしたまちづくり」に関しましては、観光面で申し上げますと、水との共生により生まれた文化・伝統が受け継がれている本町の地域資源を観光振興に活用すべく板倉町観光振興計画を策定して、観光振興を推進していきたいと考えております。なお、この観光振興計画については、近く議員の皆さん方にも配付ができるものと、このように考えております。

それと、文化面で申し上げますと、水とかかわりのある板倉固有の文化を水文化と称して、地域の水文化を保存し、活用する機会を増やしてまいりました。例えば水塚であるとか、揚舟等の実態調査、あるいは板倉学講座、体験学習等でございます。さらに、景観行政を推進していく前段として、平成17年度、18年度の2カ年で水場の文化的景観、保存調査をまとめたところでございます。啓蒙活動といたしましては、文化的景観の普及活動の一環として、「水場」というものを発行いたしました。

それから、「人材を活かしたまちづくり」につきましては、豊かな自然と豊かな人材を基礎として、町民と行政が協働して安全で魅力あるまちづくりを進めるため、まちづくり支援隊というのを設置いたしました。また、文化面におきましては、文化財の普及及び民俗文化の伝承を図ることを目的に、民俗文化伝承士の認定を行っております。まちづくり支援隊におきましては、防犯関係で防犯パトロールが2団体、環境関係で、花による道路美化・環境美化で2団体、教育関係では、学習支援で5団体、野外活動で1団体、文化活動で4団体、その他個人の登録がございまして、総勢で192名の登録をしております。登録をしている方々は、それぞれの分野で活躍をいただいているところでございます。それと、民俗文化伝承士につきましても、民俗調査の協力であるとか、郷土芸能教室であるとか、水場の語り部、揚舟講座等で現在認定者が108人おりました、活躍をいただいております。

そういった状況でございます。

○議長（荻野美友君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） いろいろと話は伺っておるわけですが、伝承士の方につきましては、ややもすると高齢になってきているのではないかというふうに思うのですが、その跡継ぎといいますか、そういった方の養成といいますか、引き継ぎをされるような手だてがやっぱり必要だろうと思うのですけれども、いかがでしょう。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） 確かにご指摘のように、ついつい伝承士の方たちについては、高齢者が対象になっているという一面もございまして、年齢の高い方が多いことも事実でございます。したがって、次なる人を発掘していかないと、あるいは育成していかないと後世に伝わっていかないとというのがあるものですから、その辺の発掘・育成がこれから大事な要素になってくると、このようには基本的には認識いたしております。

○議長（荻野美友君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） ぜひお願いしたいと思います。いずれにしましても、「人材を活かしたまちづくり」、この人たちのその活躍によって、活力あるまちづくりというふうになっていくのかなというふうにも思われます。

最後になりましたけれども、このそれぞれの「水あるいは人材を活かしたまちづくり」について、今後さらにどういうふうに関与させていこうとしているのか伺いたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長、針ヶ谷照夫君。

○町長（針ヶ谷照夫君） ただいまのご質問でございますが、これまでいろんなことをやってきましたが、平成16年に文化財保護法の改正というのがございまして、文化的景観が文化財の一つとして位置づけられました。文化的景観というのは、ご承知のように、人間の手によって守られてきた景観のことでございまして、その生業というか、いわゆるそのなりわいの中から生まれた景観、これは人間と自然の織りなすその地域独特の景観をつくり出してございまして、その中でも特に重要なものを重要文化的景観としたものでございますが、その第1号としては、平成18年、昨年1月に滋賀県の近江八幡市の近江八幡の水郷が選定されました。私は板倉町もこの重要文化的景観を目指そうということでこれまで努力してまいりました。さっきもちょっと触れたのですが、一応3カ年かけまして、板倉の水郷景観や保存計画策定に向けての調査策定事業というのを進めてきた、また進めている段階でございますが、なかなか簡単なわけにはまいりません、町民の理

解とか、町民を巻き込んだ取り組みというのはこれから必要になってまいります。

それから、景観計画調査、これも結構大変なのでございますが、それと条例制定等もあるわけでございますので、そうそう簡単なことではございませんで、息の長い努力が必要かなと思っておりますが、いずれにしましても、そういった大きな目標に向かってこれからも努力をさせていただきたいと、そう思っております。

それと、時間の関係もありますが、板倉町というのは、やっぱりこれまで水場ということで、非常に治水面では大変な苦勞をしてきました。これは本当に先人たちは大変だったと思うのです。でも、そんな中で、おかげさまで昨年、前年度第1排水機場、第2排水機場が立派に完成しました。それと、今、谷田川第1も工事中ということでございます。私はこれを機会に、この板倉町の治水の関係について、やっぱり整理しておくべきではないかなというふうに考えておりました。例えばあの第1排水機場、新しいのができまして、隣に古いのがあるのですが、あれを今度は壊すのです。でも、その一部は何とか残していただこうということで、この間農地防災事務所の所長さんなんかとも話したのですけれども、その一部はやっぱりあそこに残して、板倉町の大事な歴史のもう証人というわけではないのですが、それ残そうということで話がまとまってまいりました。

それと、谷田川第1の場合は、さっきも石山議員の質問にもあったのですけれども、あれは昭和23年のものなのでございますので、まさに現役のポンプとすると日本最古のものなのです。まさにポンプそのものがもう文化財的なものでございますので、これもこの際きちんと残したいということで、これは国交省の利根川上流河川事務所ともそんな話を今進めております。同時に、きちんとさっき言った整理をするというか、今の状態では、ちょっと板倉町はどうして治水が守られているのかさっぱりわからないというのが実態でございますので、もっと町民の方あるいは来ていただける方もよくわかるようなその治水の関係について、一度きちんと整理をしたいと、このように考えておりました。これはこれから国交省と十分詰めて、何とかその実現を図っていききたいと、そんなことも一つには考えております。

それと、人材関係でございますが、先ほど申し上げたように、いろんな方をお願いしてやっておるのでございますが、ただ、まだまだ考えてみますと、埋もれた人が、すばらしい人材がまだまだいっぱいいるのではないかなというような気がいたしますので、そういった人たち、さらに発掘的なこと、あるいは育成的なことも含めて進めていきたいと、そう思っています。

それと、最もこれから大事になってまいりますのは、さっきお話があったように、財政がだんだん厳しくなればなるほど、みんなでそれこそつくっていくという、みんなが参加して町をつくっていくという、そういうことが大事になってまいりますので、そういった面での人材発掘というか、育成というか、これからそういったことが大きなウエートを占めてくるのかなというふうに思っておりますので、その辺も心して頑張ってもらいたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（荻野美友君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） ぜひ元気なまちづくりを推進するためご努力いただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（荻野美友君） 以上で野中嘉之君の一般質問が終了いたしました。

以上で一般質問の全部が終了いたしました。

---

○散会の宣告

○議長（荻野美友君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日の15日は総務文教福祉常任委員会を開催し、16日と17日の両日は休会といたします。18日には建設農政生活常任委員会を開催し、19日は休会といたします。20日の最終日は午前9時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散 会 （午後 3時40分）